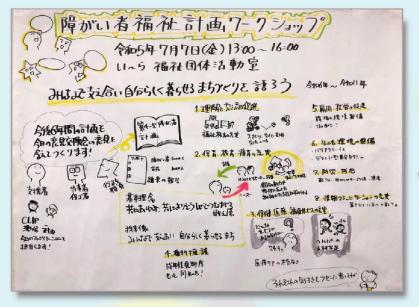
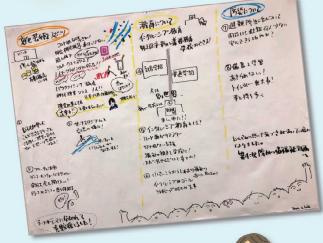
地域之原市 第4次障がい者計画

令和6年度~令和11年度

第7期障がい福祉計画第3期障がい児福祉計画

令和6年度~令和8年度







市長あいさつ

牧之原市では、障がいのある人を取り巻く環境の変化や新たなニーズに対応するため、国の第5次障害者基本計画を踏まえ、新たに「牧之原市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。



障がい福祉における課題は、社会参加の促進をはじめ、雇用や教育の機会の平等な 提供、情報アクセシビリティの向上など多岐にわたっており、障がいがあっても地域 で安心して生活できるよう支援体制を整備し、着実に取組を進める必要があります。

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、地域で共に生きる一人として 認め合い、支え合い、寄り添いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指 すためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

近年、市内においてパラサーフィンの国際大会や日本デフサーフィン大会が開催され、障がいのある人の活躍と交流の場となっています。また、令和6年5月にはパラスポーツにも対応した多目的体育館がオープンする予定であり、パラスポーツへの関心がさらに高まっています。

こうした機会を活用しながら、障がいのある人やその家族、地域住民、団体・事業者などの協働による交流活動を促進し、障がいへの理解を深める取組を進めてまいりますので、積極的な参画をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、ヒアリングにご協力いただいた団体、意見交換会やパブリックコメントにより貴重なご意見をいただいた皆様に、心から感謝申し上げますとともに、今後の計画の推進につきまして、一層のお力添えをお願い申し上げます。

令和6年3月

牧之原市長 杉本 基久雄

目 次

第1草	計曲第	食定の趣旨について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••1
1	計画策定	定の趣旨・背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	国の障が	がい者施策の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の位	位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	計画の其	明間 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7
5	計画の対	対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	計画の第	策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2章	障がし	Nのある人を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••9
1	統計デー	- タから見る障がいのある人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	アンケー	- ト調査結果から見た現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3	計画策定	定に向けた意見交換会の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
4	計画策定	定のための障がい者団体ヒアリング結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
5	牧之原市	市の障がい福祉を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第3章	基本理	里念・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 66
1	計画の基	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
2	計画の基	基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	67
3		衰 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
4	施策の位	本系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
第4章	施策の	D展開······	••••71
基本	方針1	理解と交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
基本	方針2	保育・教育・療育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
基本	方針3	保健・医療・福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
基本	方針4	権利擁護の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
基本	方針5	雇用・就労の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
基本	方針6	生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
基本	方針7	防災・防犯の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本	方針8	情報アクセシビリティ・コミュニケーションの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本	方針9	文化芸術活動・スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第5章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・94	4
1	計画の成果目標と活動指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94	
2	障がい福祉サービス等の実施と見込量 ・・・・・・・・・・・・・・・ 103	
3	地域生活支援事業 • • • • • • 115	
4	児童福祉法に基づく障がい児支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・129	
5	基盤整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6章	計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・13	33
1	計画の進行管理と評価・・・・・・・・133	
2	計画の推進体制・・・・・・・・・134	
3	計画を推進するための各々の役割・・・・・・・136	
資料編	13	38
1	牧之原市障害者計画等策定委員会委員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · 138	
2	牧之原市障害者計画等策定委員会規則 · · · · · · · · · · · · · · · · · 139	
3	ワーキンググループ・・・・・・・140	
4	計画の策定経過・・・・・・・・141	
E	田=五ӨЛ=光	

1 第 章

計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮*の提供を明記したほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会*の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を基本理念とした取組が進められています。

牧之原市(以下「本市」)では、平成30年3月に「牧之原市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を、令和3年3月に「牧之原市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んできました。

これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原」を念頭に、次期計画である「牧之原市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、本市における障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 国の障がい者施策の流れ

(1) 関連法等に係る年表

時期	項目	備考		
	障害者基本法*施行	身近な市町村を実施主体として在宅福祉		
平成5年(1993)	 (心身障害者対策基本法から移行)	サービスを拡充し、自立と社会参加を進		
		める方向		
平成7年(1995)	 精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障害者を障害者と位置づけ、医療・		
十成 7 年 (1993)	特性用工仏が特性体庭曲皿仏にが	保健だけでなく福祉サービスの対象に		
平成12年(2000)	 社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」(行政処分)から「契約」への		
1 12 (2000)	江本區世子本為 江本區區為[[7]]	移行・自立支援を目指す福祉を規定		
平成17年(2005)	 発達障害者支援法*施行	発達障害をはじめて定義し、支援の対象		
19211- (2003)	7.定件日日入1次/2 1611	lc .		
		3 障害共通、就労支援の強化、地域生活		
平成18年(2006)	障害者自立支援法施行	への移行促進を目指し、国がサービスを		
		義務的給付化		
 平成18年以降	 障害福祉サービス事業所の普及拡大	全国的に、障害福祉サービスの提供量が		
		飛躍的に拡大		
平成19年(2007)	 障害者権利条約に日本署名	署名以降、「合理的配慮*」基準を満たす		
175015 1 (2001)	17-11-12-13/10/3/04 1 1 1	ための法制度整備が進む		
	 障害児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後		
平成24年(2012)	141702020	等デイサービスにサービスを再編		
1750211 (2012)	 障害者虐待防止法*施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義		
		務化等		
	障害者自立支援法が障害者総合支	制度やサービスをほぼ踏襲しつつ、共生		
平成25年(2013)	援法*に移行	社会*の実現を強調		
175020 1 (2010)	 障害者優先調達推進法*施行	障害者就労施設等が供給する物品等の需		
	THE ELECTRICAL MOTE	要促進、受注機会確保を図る		
平成26年(2014)	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法*等の関連法を整備		
	 障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定		
平成28年(2016)	HI BENNAMEN	(公共機関は義務、民間は努力義務)		
119020 1 (2010)	 改正障害者雇用促進法*施行	障害者に対する差別禁止、合理的配慮の		
	CALIFIC CIRCLE INC.	提供義務を規定		
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度*の利用促進を図る		
平成28年(2016)	改正障害者総合支援法・改正児童	障害児福祉計画策定など障害児支援の一		
一 半 成28年(2016)	福祉法施行	層の強化を目指す		
	改正発達障害者支援法施行	発達障害者への一層の支援強化を目指す		

時期	項目	備考		
		「生活」と「就労」に対する支援の一層		
	改正障害者総合支援法*施行	の充実や高齢障害者による介護保険サー		
		ビスの円滑な利用を促進		
平成30年(2018)	改正児童福祉法施行	障害児支援のニーズの多様化にきめ細か		
十1兆30十(2016)	CX正元重価位/公池1]	く対応するための支援の拡充		
	 改正社会福祉法施行	生活困窮者に対する包括的な支援体制の		
	以正代云相征/公旭门	強化		
	改正障害者雇用促進法*施行	法定雇用率*の算定基礎の見直し		
	 改正社会福祉法施行	成年被後見人等の権利の制限に係る措置		
	以正代云惟征/云旭1]	の適正化等を図る		
令和元年(2019)		障害の有無に関わらず、すべての人が読		
	読書バリアフリー法施行	書による文字・活字文化の恩恵を受けら		
		れる環境整備を推進		
		地域住民の複雑化・複合化した支援ニー		
	改正社会福祉法施行	ズに対応する市町村の包括的な支援体制		
令和3年(2021)		構築の支援		
	医病的在习旧士操注标。	医療的ケア児の日常生活・社会生活を社		
	医療的ケア児支援法施行	会全体で支援		
△和4年 (2022)	情報アクセシビリティ・コミュニケ	障害者による情報の取得及び利用並びに		
令和4年(2022)	ーション施策推進法*施行	意思疎通に係る施策を総合的に推進		
		共同生活援助(グループホーム)の支援		
	 改正障害者総合支援法施行	内容を法律上明確化		
	以正焊音有秘口义拔次加1] 	基幹相談支援センター*及び地域生活支		
		援拠点*等の整備を努力義務化		
	改正障害者雇用促進法施行	「就労選択支援」を創設		
		難病*患者及び小児慢性特定疾病児童等		
	改正難病法施行	に対する適切な医療の充実及び療養生活		
		支援の強化		
令和6年(2024)	改正精神保健福祉法施行	「入院者訪問支援事業」を創設		
		民間事業者による合理的配慮*の提供が		
	改正障害者差別解消法*施行	法的義務となり、国と自治体が連携協力		
		する責務が新設		
		要保護児童等への包括的かつ計画的な支		
		援の実施の市町村業務への追加、市町村		
	改正児童福祉法施行	における児童福祉及び母子保健に関し包		
		括的な支援を行うこども家庭センターの		
		設置の努力義務化		

3 計画の位置付け

(1)計画の性格と根拠法令

「牧之原市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」 (以下「本計画」)は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画 を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本 計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるもので す。

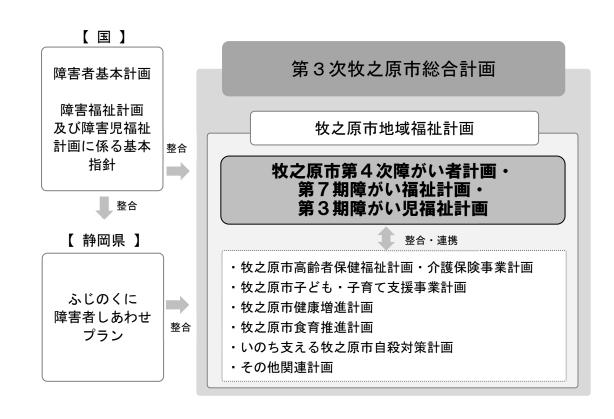
「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、 障がい者(児)福祉の方向性を踏まえたサービス量等の目標設定を行い、その確保に 向けた方策を定める計画となります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画				
内容	障害者施策の基本方針につ いて定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児 相談支援の提供体制の確保 に関する計画				
根拠法	障害者基本法*	障害者総合支援法*	児童福祉法				
国	第5次障害者基本計画 令和5年度~令和9年度	11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-					
県	ふじのくに障害者しあわせプラン						
牧之原市	牧之原市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画						

(2) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「第3次牧之原市総合計画」の障がい福祉部門計画として位置付けられます。

本計画では、本市が策定した「牧之原市地域福祉計画」、「牧之原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「牧之原市子ども・子育て支援事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、障がい福祉施策を推進していきます。



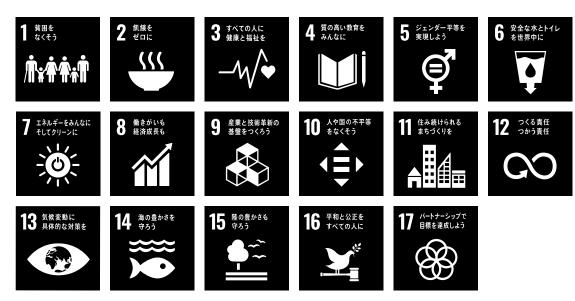
(3) SDGs (持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の 推進

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいのある人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会*」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE GENALS DEVELOPMENT

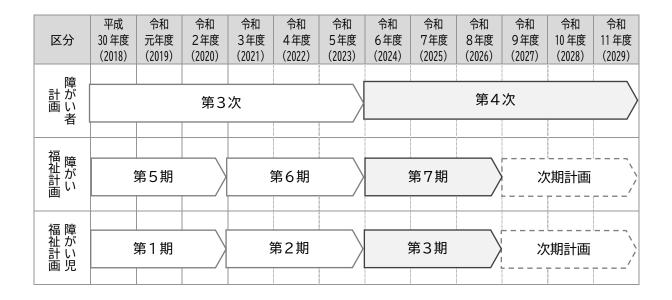


4 計画の期間

「牧之原市第4次障がい者計画」は、令和6 (2024) 年度から令和11 (2029) 年度までの6年間を計画の期間とします。

「牧之原市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6 (2024) 年度から令和8 (2026) 年度までの3年間を計画の期間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する計画との整合に柔軟に対応 できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。



5 計画の対象

本計画は、障がい者(児)施策全般についての計画であり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化、スポーツ、防災、まちづくりなど、複数の領域に関係しています。 また、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画対象は全市民としています。

6 計画の策定体制

(1)計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、学識経験者及び公募委員等で組織する「牧之原市障害者計画等策定委員会」や、庁内の関係各課で組織する「計画策定ワーキンググループ」を編成するとともに、障害者自立支援ネットワーク*や障害者団体連絡会などとの意見交換会を行い、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。

牧之原市障害者計画等策定委員会 ・計画の策定に関すること ・計画策定に関連する必要な事項に関すること 「計画策定に係る調査研究・計画案作成、関係機関との調整 「障害者自立支援ネットワーク 障害者団体連絡会 などとの意見交換

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がいのある人等のニーズや生活状況等を把握するため、 障害者手帳所持者及び市民へのアンケート調査や意見交換会、団体ヒアリング、パブ リックコメントを実施しました。



牧之原市障害者計画等策定委員会



障がいのある人を取り巻く現状

1 統計データから見る障がいのある人の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本市の総人口は令和2年で43,502人となっており、減少傾向が続いています。

年齢区分別にみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は人口、構成比ともに減少している一方で、老年人口(65歳以上)は人口、構成比ともに増加しており、令和2年では老年人口が31.8%を占め、3人に1人が高齢者となっています。

また、世帯数は平成7年から令和2年にかけて増加しているものの、1世帯当たりの人数は減少しており、令和2年では2.7人となっています。

人口・世帯数の推移

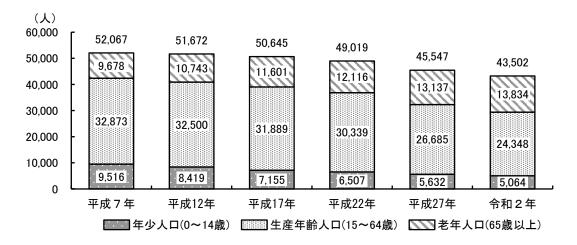
単位:人、世帯

区分	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
総人口	52,067	51,672	50, 645	49,019	45, 547	43, 502
年少人口(0~14歳)	9, 516	8, 419	7, 155	6,507	5, 632	5,064
総人口比(%)	18.3	16.3	14. 1	13.3	12.4	11.6
生産年齢人口(15~64歳)	32,873	32,500	31,889	30, 339	26,685	24, 348
総人口比(%)	63. 1	62.9	63.0	61.9	58.6	56.0
老年人口(65 歳以上)	9,678	10, 743	11,601	12, 116	13, 137	13,834
総人口比(%)	18.6	20.8	22.9	24. 7	28.8	31.8
世帯数	13, 998	14, 554	15, 468	15,607	15, 416	15,904
1世帯当たり人数	3.7	3.6	3.3	3.1	3.0	2. 7

資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

注:年齢不詳等により整合が取れない場合があります。

年齢3区分別人口の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

(2)障がい者数の推移

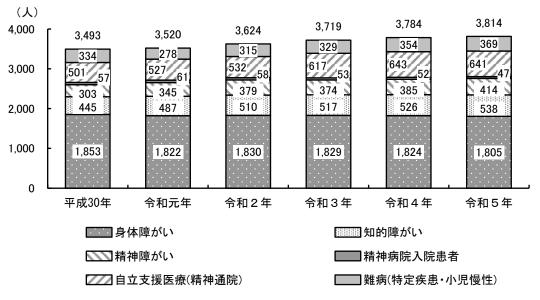
令和5年3月31日現在、身体障がいのある人は1,805人、知的障がいのある人は538 人、精神障がいのある人は414人となっています。また、精神病院入院患者数は47人、 自立支援医療*受給者数(精神通院)は641人、難病*患者数は369人となっています。 平成30年からの推移をみると、知的障がいのある人、精神障がいのある人と、自立 支援医療受給者数(精神通院)は増加傾向がみられます。

障がい者数の推移

単位:人

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	46, 102	45, 818	45, 350	44,560	43,696	43, 284
身体障がい	1,853	1,822	1,830	1,829	1,824	1,805
総人口比(%)	4. 02%	3. 98%	4. 04%	4.10%	4. 17%	4. 17%
知的障がい	445	487	510	517	526	538
総人口比(%)	0.97%	1. 06%	1.12%	1.16%	1. 20%	1. 24%
精神障がい	303	345	379	374	385	414
総人口比(%)	0.66%	0.75%	0.84%	0.84%	0.88%	0.96%
精神病院入院患者	57	61	58	53	52	47
総人口比(%)	0.12%	0.13%	0.13%	0.12%	0.12%	0.11%
自立支援医療(精神通院)	501	527	532	617	643	641
総人口比(%)	1. 09%	1. 15%	1.17%	1.38%	1.47%	1. 48%
難病 (特定疾患・小児慢性)	334	278	315	329	354	369
総人口比(%)	0.72%	0.61%	0.69%	0.74%	0.81%	0.85%



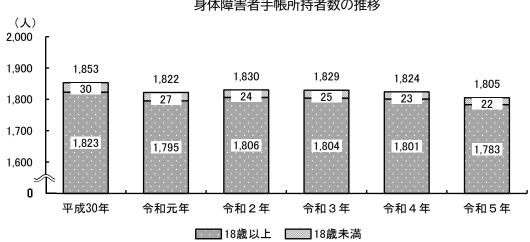


資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(3)身体障がいのある人の状況

① 身体障害者手帳*所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月31日現在で1,805人となっており、そのう ち18歳未満が22人、18歳以上が1,783人となっています。平成30年以降、わずかに減少 傾向となっています。



身体障害者手帳所持者数の推移

② 身体障害者手帳*所持者数(種別・等級別)

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数について、障がい種別にみると、 肢体不自由が916人と、全体の約半数(50.7%)を占め、次いで内部障がいが636人と なっています。

また、等級別では1級が651人と、全体の3割以上(36.1%)を占めています。

身体障害者手帳所持者数(種別・等級)

単位:人

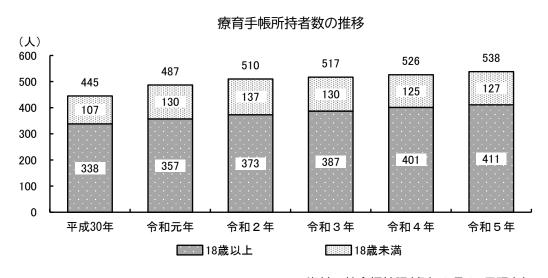
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	36	39	11	5	19	2	112
聴覚・平衡機能障がい	2	20	14	33	1	51	121
音声・言語・ そしゃく機能障がい	0	1	13	6	0	0	20
肢体不自由	190	235	156	199	79	57	916
内部障がい	423	7	90	116	0	0	636
合計	651	302	284	359	99	110	1,805

資料: 社会福祉課(令和5年3月31日現在)

(4) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳*所持者数の推移

療育手帳所持者数は、令和5年3月31日現在で538人となっており、18歳未満が127人、18歳以上が411人となっています。また、療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成30年から令和5年にかけて93人増加しています。



② 療育手帳*所持者数(障がい程度別)

令和5年3月31日時点の療育手帳所持者数について、障がい程度別にみると、A判定が168人(18歳未満:27人、18歳以上:141人)、B判定が370人(18歳未満:100人、18歳以上:270人)となっています。

療育手帳所持者数(障がい程度別)

単位:人

区分	А	В
18 歳未満	27	100
18 歳以上	141	270
合計	168	370

資料:社会福祉課(令和5年3月31日現在)

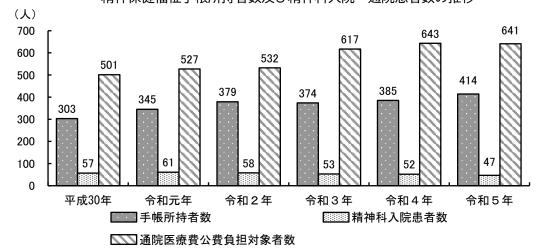
(5) 精神障がいのある人の状況

① 精神障害者保健福祉手帳*所持者数及び精神科入院・通院患者数の推移

令和5年3月31日現在で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は414人、精神科入院患者数は47人、通院医療費公費負担対象者数は641人となっています。

令和元年以降、精神科入院患者数は減少傾向にある一方で、通院医療費公費負担対 象者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向となっています。

精神保健福祉手帳所持者数及び精神科入院・通院患者数の推移



② 精神障害者保健福祉手帳*所持者数(等級別)

令和5年3月31日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数について、等級別にみる と、1級が33人、2級が283人、3級が98人となっており、2級が全体の7割弱を占め ています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)

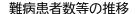
単位:人

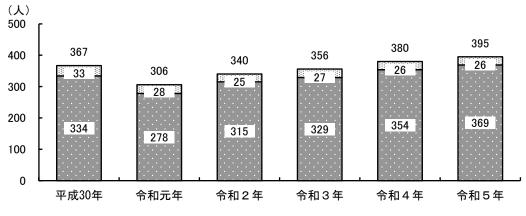
区分	1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	33	283	98	414

資料:社会福祉課(令和5年3月31日現在)

(6) 難病*患者数等の推移

令和5年3月31日現在で、指定難病及び特定疾患医療受給者数は369人、小児慢性特 定疾患*医療受給者数は26人となっています。令和元年以降、指定難病及び特定疾患医 療受給者数は増加傾向となっています。





資料:中部保健所(各年3月31日現在)

令和5年現在、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒数は、小学校児童数が285人、中学校生徒数が150人となっています。平成29年以降、小学校児童数、中学校生徒数ともに増減はあるものの、概ね増加傾向がみられます。

通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の推移

単位:人

項目	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
特別な教育的支援を必要と する小学校児童数	139	211	212	219	246	214	285
特別な教育的支援を必要と する中学校生徒数	92	125	90	165	104	101	150

資料:通常の学級及び特別支援学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

(8) 障がいのある人の雇用環境

① 民間企業における雇用率の推移

市内民間企業の障害者雇用率は、令和4年で3.02%と、平成29年以降、概ね増加傾向となっており、静岡県、国と比較しても高い水準となっています。

また、法定雇用率*と比較すると、本市は法定雇用率を上回っています。

民間企業における雇用率の推移

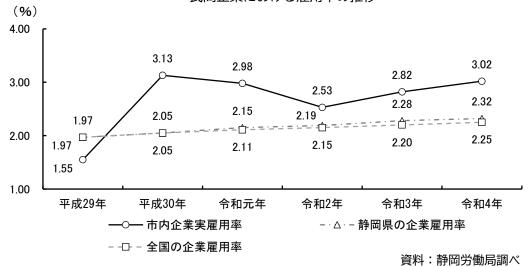
単位:事業所、人、%

区分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
牧之原市内の企業	対象企業数	29	36	35	39	44	41
	算定基礎労働者数	3,905.0	4, 326. 0	4, 451. 0	4, 707. 0	4, 914. 5	4, 692. 5
	雇用障害者数	60.5	135.5	132.5	119.0	138.5	141.5
	実雇用率	1.55	3. 13	2. 98	2.53	2. 82	3. 02
	達成企業数	10	13	14	16	14	13
静岡県の企業雇用率		1.97	2.05	2. 15	2. 19	2. 28	2. 32
全国の企業雇用率		1.97	2. 05	2. 11	2. 15	2. 20	2. 25

資料:静岡労働局調べ

※法定雇用率: 令和4年時点では一般民間企業は2.3%(従業員43.5人以上の企業は雇用義務)、 国および地方公共団体については2.6%。

民間企業における雇用率の推移



② 牧之原市役所における雇用率の推移

令和4年6月1日時点の市役所の障害者雇用率は2.97%と、法定雇用率*(2.6%)を上回っています。

牧之原市役所における雇用率の推移

単位:人

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
職員数	316	316	337	343	337	337
雇用障害者数	9	8	10	11	10	10
実雇用率	2.85%	2.53%	2.97%	3. 21%	2.97%	2.97%

(9) 障がいのある人の施設等

① 市内の障がい者施設の状況

令和6年1月1日現在の市内の障がい者施設は、下記のとおりです。

市内の障がい者施設の状況

単位:人

区分	施設名	所在地	定員
施設入所支援	やまばと希望寮	坂部 2151-2	30
	わかば	坂部 2152-7	10
	もくれん	坂部 5623-1	10
グループホーム	こづつみ寮	大沢 148-4	7
	第二こづつみ寮	大沢 5-15	7
	たんぽぽ	坂部 3560-2	6
- 上江八 藩	ケアセンター花もも	坂口 2771-1	20
生活介護	つくしホーム	相良 240-1	25
旧辛及法士福	つくしの家	相良 240-1	40
児童発達支援	多機能型事業所にこっと	勝俣 1926-1	10
<u> </u>	センドラン静岡	細江 198-12	40
就労継続支援A型	ミライ相良	菅ケ谷 232-1	20
	ワークセンターやまばと	坂部 394-2	20
	こづつみ作業所	波津 1690-1	20
	第2こづつみ作業所	大沢 5-10	30
	らしく	菅ヶ谷 219-1	20
	あじさい	細江 701-4	20
就労継続支援B型	サポートセンターみつばち	細江 2495	20
	ヨンワ	坂部 604-3	20
	みのり	細江 2096-6	20
	EMICLE牧之原	静波 1699-225	20
	一如	静波 2220-5	20
	就労継続支援事業所ひこうき雲	坂部 2454-3	20
	おれんじ坂口	坂口 633-2	10
	スマイル相良	片浜 1216-1 3F カタショーワンラボ	10
	リカバリーまきのはら	静波 4439-2	10
放課後等デイサービス	スマイル榛原	細江 352-1	10
	多機能型事業所いろいろ	菅ケ谷 169-2	20
	スマイルNEXT	細江 1041-1	10
	多機能型事業所にこっと	勝俣 1926-1	10
地域活動支援センター	はぐるま	細江 701-4	15

資料:社会福祉課(令和6年1月1日現在)

② 市内で活動するボランティア*団体の状況

令和5年3月31日現在の市内で活動するボランティア団体等は下記のとおりです。

市内で活動するボランティア団体の状況

単位:人

		- 一世・八
項目	活動概要	会員数
音訳サークルやまびこ	視覚障がいのある人向けに市の広報紙をテープ・ CDに吹き込む活動	1
手話サークル・フレンド	手話を覚える、ろうあ者との交流	14
作業ボランティア部	障がい者施設での作業の手伝い	3
介助部	障がい者施設での散歩のボランティア	2

資料:社会福祉協議会(令和5年3月31日現在)

2 アンケート調査結果から見た現状

(1)調査の概要

① 調査の目的

平成30年3月に策定した「牧之原市第3次障がい者計画」の改定を進めるにあたり、現状に即した計画を策定するとともに、新しい計画に市民の意見を反映させるため、 本調査を実施しました。

② 調査対象

障害者手帳所持者:市内在住の身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉 手帳*所持者1,000人

一般市民:市内在住の18歳以上の男女(住民基本台帳から無作為抽出)1,000人

③ 調査期間

令和4年11月25日~令和4年12月16日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障害者手帳所持者	1,000通	570 通	57.0%
一般市民	1,000通	449 通	44.9%

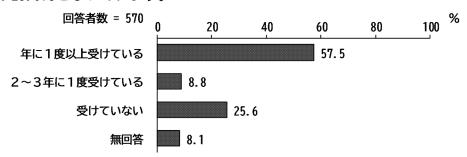
(2)調査の結果

(2) -1 障害者手帳所持者調査

① あなたの健康状態などについて

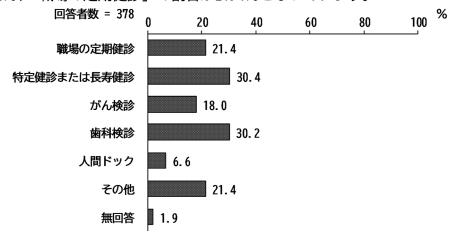
ア 健康診断やがん検診、歯科検診の受診歴

「年に1度以上受けている」の割合が57.5%と最も高く、次いで「受けていない」 の割合が25.6%となっています。



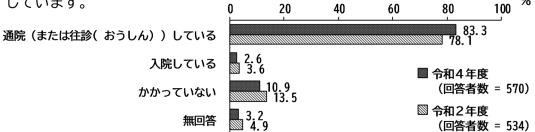
イ 受けている健診内容

「特定健診または長寿健診」の割合が30.4%と最も高く、次いで「歯科検診」の割合が30.2%、「職場の定期健診」の割合が21.4%となっています。



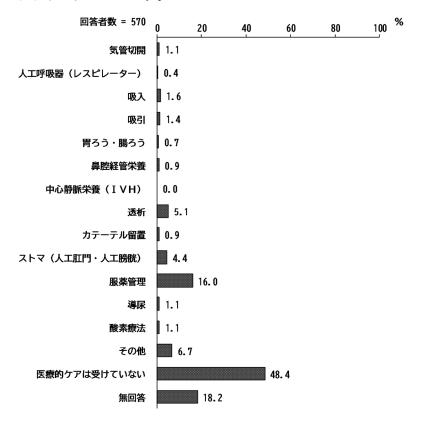
ウ 現在の医療機関(病院や診療所)へ受診の有無

「通院(または往診(おうしん))している」の割合が83.3%と最も高く、次いで「かかっていない」の割合が10.9%となっています。



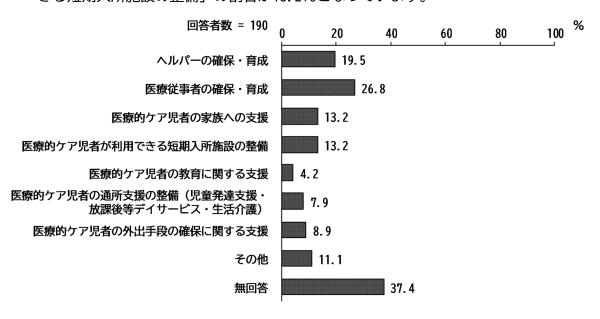
エ 受けている医療的ケア*

「医療的ケアは受けていない」の割合が48.4%と最も高く、次いで「服薬管理」の割合が16.0%となっています。



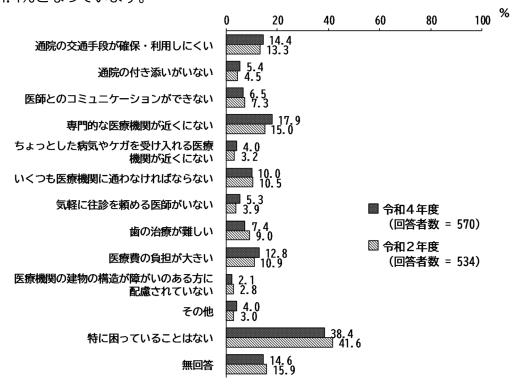
オ 医療的ケア*における必要な支援

「医療従事者の確保・育成」の割合が26.8%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保・育成」の割合が19.5%、「医療的ケア児者の家族への支援」、「医療的ケア児者が利用できる短期入所施設の整備」の割合が13.2%となっています。



カ 医療のことで困っている点

「特に困っていることはない」の割合が38.4%と最も高く、次いで「専門的な医療機関が近くにない」の割合が17.9%、「通院の交通手段が確保・利用しにくい」の割合が14.4%となっています。

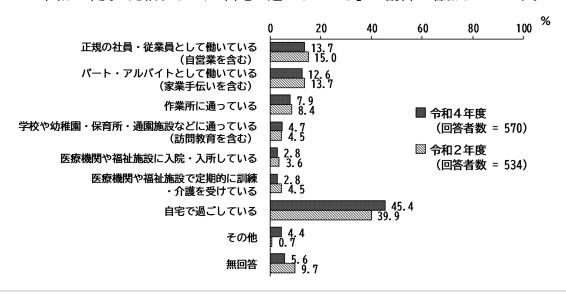


② あなたの就労・就学状況などについて

ア 平日の日中の過ごし方

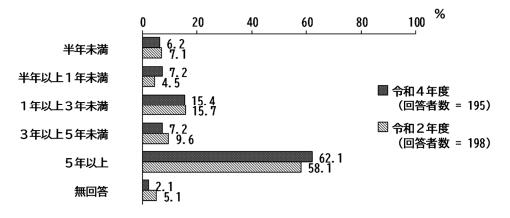
「自宅で過ごしている」の割合が45.4%と最も高く、次いで「正規の社員・従業員として働いている(自営業を含む)」の割合が13.7%、「パート・アルバイトとして働いている(家業手伝いを含む)」の割合が12.6%となっています。

令和2年度と比較すると、「自宅で過ごしている」の割合が増加しています。



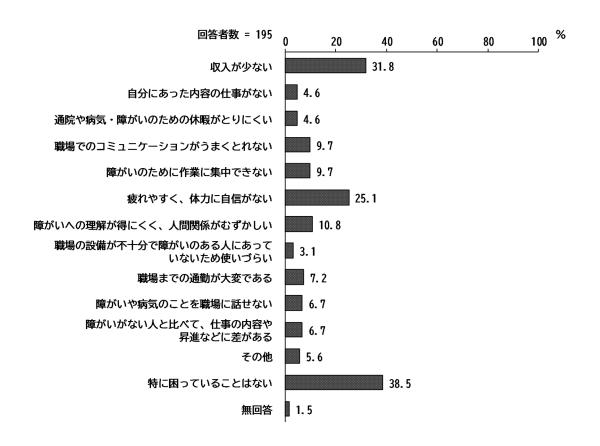
イ 現在の職場での就労期間

「5年以上」の割合が62.1%と最も高く、次いで「1年以上3年未満」の割合が15.4% となっています。



ウ 仕事の悩みや困っていること

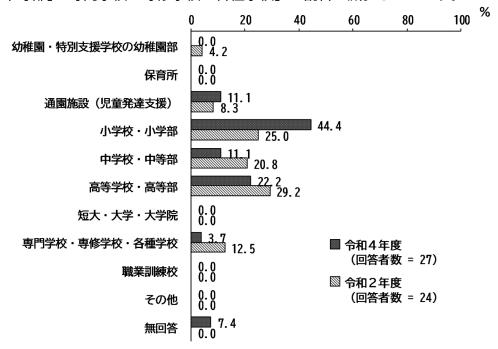
「特に困っていることはない」の割合が38.5%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が31.8%、「疲れやすく、体力に自信がない」の割合が25.1%となっています。



エ 通園・通学先・訪問教育機関

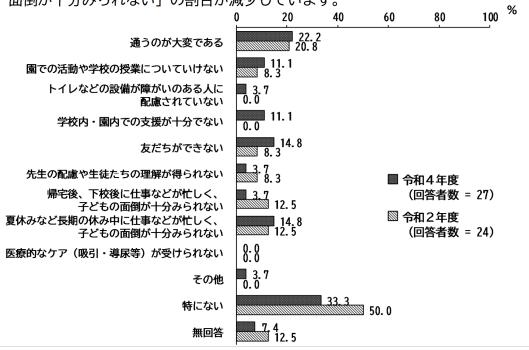
「小学校・小学部」の割合が44.4%と最も高く、次いで「高等学校・高等部」の割合が22.2%、「通園施設(児童発達支援)」、「中学校・中等部」の割合が11.1%となっています。

令和2年度と比較すると、「小学校・小学部」の割合が増加しています。一方、「中学校・中等部」「専門学校・専修学校・各種学校」の割合が減少しています。



オ 通園・通学で特に困っていること

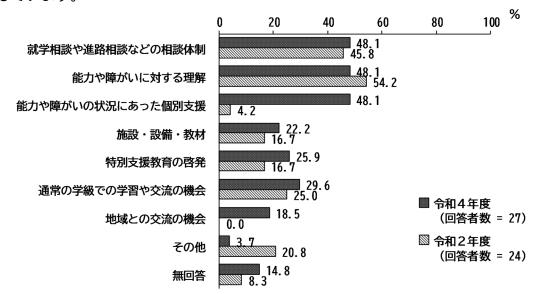
令和2年度と比較すると、「学校内・園内での支援が十分でない」「友だちができない」の割合が増加しています。一方、「帰宅後、下校後に仕事などが忙しく、子どもの面倒が十分みられない」の割合が減少しています。



カ 通園・通学先に充実を望むこと

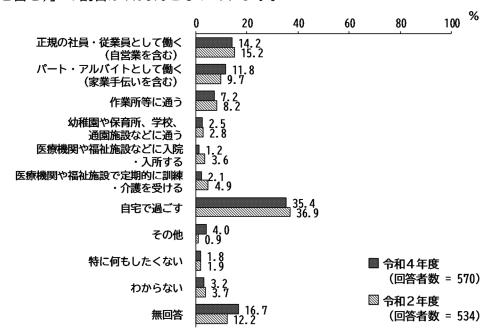
「就学相談や進路相談などの相談体制」、「能力や障がいに対する理解」、「能力や障がいの状況にあった個別支援」の割合が48.1%と最も高くなっています。

令和2年度と比較すると、「能力や障がいの状況にあった個別支援」「地域との交流の機会」の割合が増加しています。一方、「能力や障がいに対する理解」の割合が減少しています。



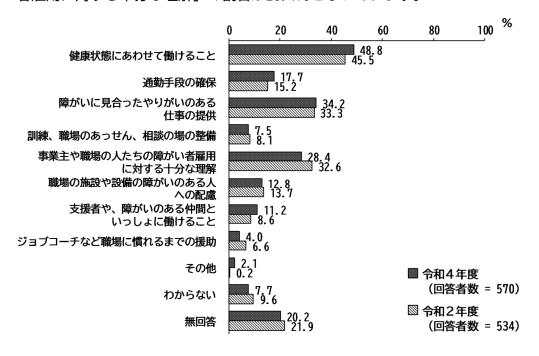
キ 今後、平日の日中の過ごし方

「自宅で過ごす」の割合が35.4%と最も高く、次いで「正規の社員・従業員として働く(自営業を含む)」の割合が14.2%、「パート・アルバイトとして働く(家業手伝いを含む)」の割合が11.8%となっています。



ク 障がいのある人が働くために必要なこと

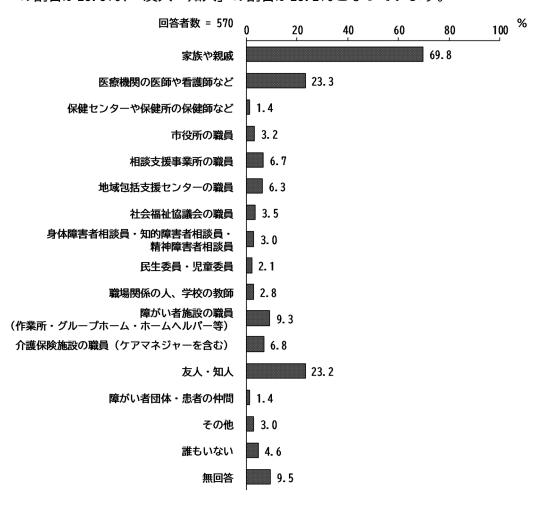
「健康状態にあわせて働けること」の割合が48.8%と最も高く、次いで「障がいに 見合ったやりがいのある仕事の提供」の割合が34.2%、「事業主や職場の人たちの障害 者雇用に対する十分な理解」の割合が28.4%となっています。



③ 相談ごとや情報の入手について

ア 悩みごとや心配ごとを相談できる人の有無

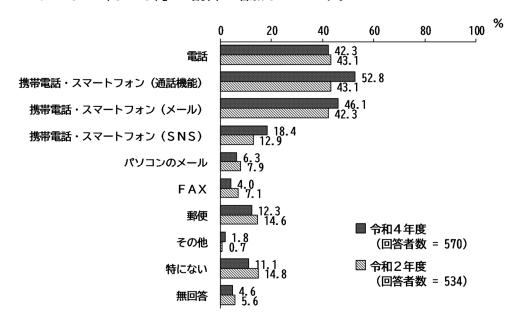
「家族や親戚」の割合が69.8%と最も高く、次いで「医療機関の医師や看護師など」の割合が23.3%、「友人・知人」の割合が23.2%となっています。



イ 普段使っている通信手段

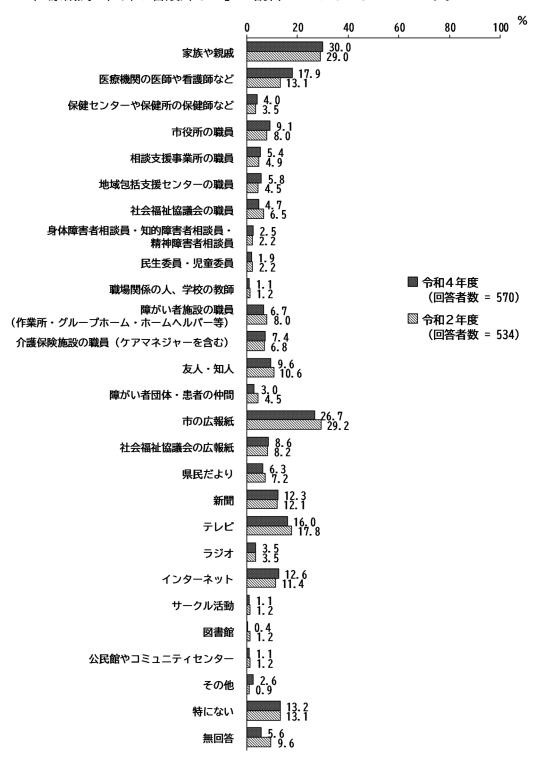
「携帯電話・スマートフォン(通話機能)」の割合が52.8%と最も高く、次いで「携帯電話・スマートフォン(メール)」の割合が46.1%、「電話」の割合が42.3%となっています。

令和2年度と比較すると、「携帯電話・スマートフォン (通話機能)」「携帯電話・スマートフォン (SNS)」の割合が増加しています。



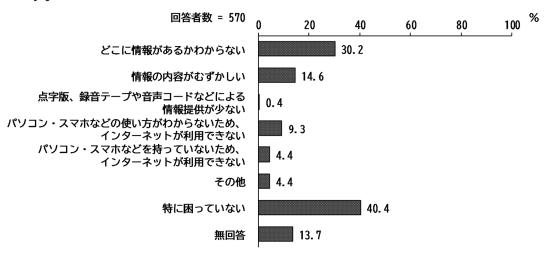
ウ 行政サービスや福祉の情報入手先

「家族や親戚」の割合が30.0%と最も高く、次いで「市の広報紙」の割合が26.7%、「医療機関の医師や看護師など」の割合が17.9%となっています。



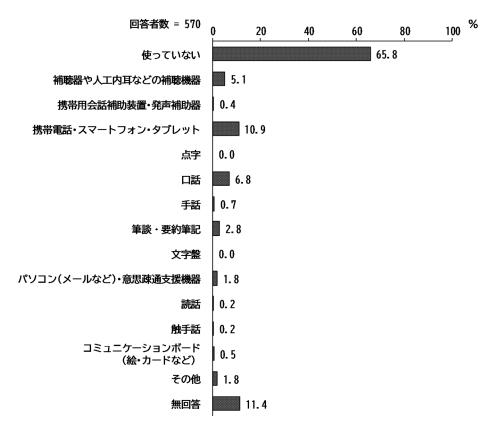
エ 福祉に関する情報の入手について困っていること

「特に困っていない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「どこに情報があるかわからない」の割合が30.2%、「情報の内容がむずかしい」の割合が14.6%となっています。



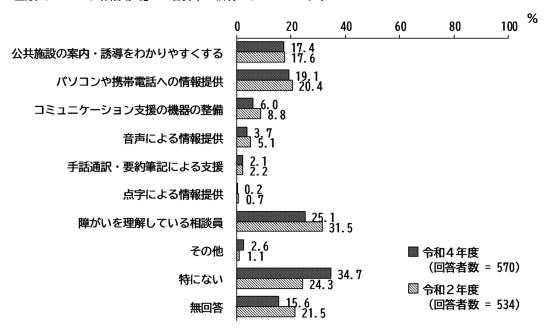
オ 意思の伝達を図る特別な技術や用具の使用有無

「使っていない」の割合が65.8%と最も高く、次いで「携帯電話・スマートフォン・ タブレット」の割合が10.9%となっています。



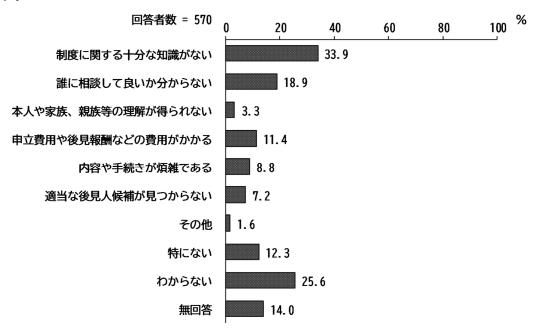
カ コミュニケーションや情報取得のために充実を望むこと

「特にない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「障がいを理解している相談員」の割合が25.1%、「パソコンや携帯電話への情報提供」の割合が19.1%となっています。 令和2年度と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。一方、「障がいを理解している相談員」の割合が減少しています。



キ 成年後見制度*の利用促進に向けての課題

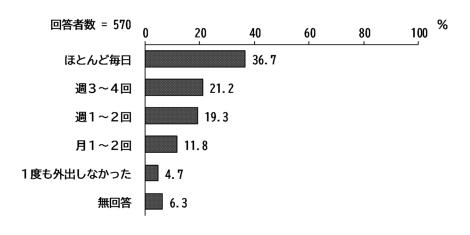
「制度に関する十分な知識がない」の割合が33.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が25.6%、「誰に相談して良いか分からない」の割合が18.9%となっています。



④ あなたの外出の状況について

ア 過去1か月間の外出頻度

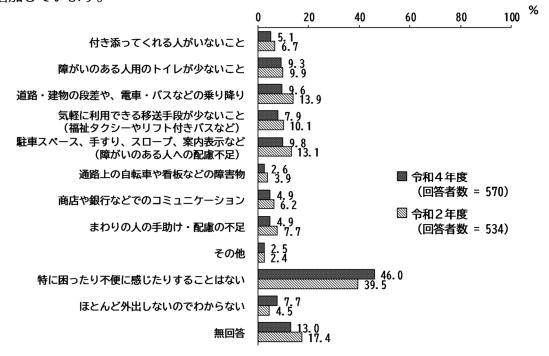
「ほとんど毎日」の割合が36.7%と最も高く、次いで「週3~4回」の割合が21.2%、 「週1~2回」の割合が19.3%となっています。



イ 外出で困ったり、不便に感じること

「駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など(障がいのある人への配慮不足)」 の割合が9.8%と最も高くなっています。

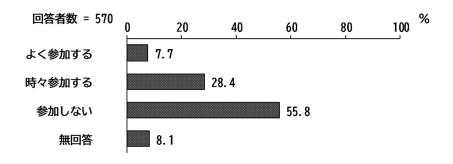
令和2年度と比較すると、「特に困ったり不便に感じたりすることはない」の割合が 増加しています。



⑤ あなたの地域とのかかわりについて

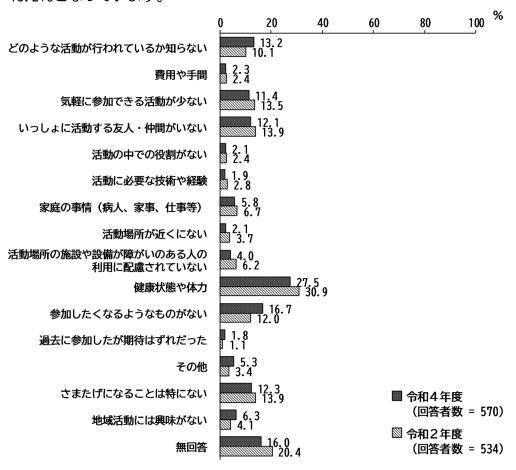
ア 地域社会での活動参加の有無

「参加しない」の割合が55.8%と最も高く、次いで「時々参加する」の割合が28.4%となっています。



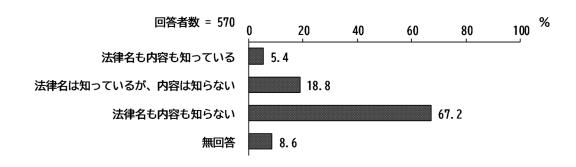
イ 地域活動に参加する際にさまたげとなること

「健康状態や体力」の割合が27.5%と最も高く、次いで「参加したくなるようなものがない」の割合が16.7%、「どのような活動が行われているか知らない」の割合が13.2%となっています。



ウ 「障害者差別解消法*」の認知度

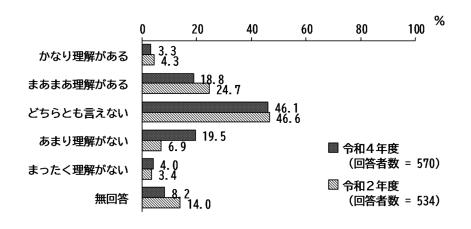
「法律名も内容も知らない」の割合が67.2%と最も高く、次いで「法律名は知っているが、内容は知らない」の割合が18.8%となっています。



エ 障がいのある人に対する市民の理解度

「どちらとも言えない」の割合が46.1%と最も高く、次いで「あまり理解がない」 の割合が19.5%、「まあまあ理解がある」の割合が18.8%となっています。

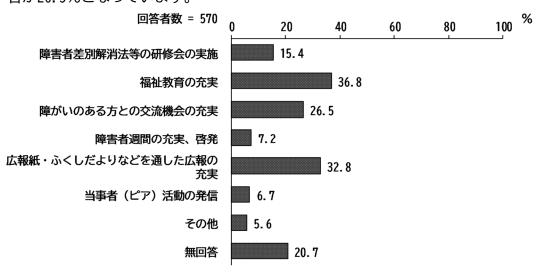
令和2年度と比較すると、「あまり理解がない」の割合が増加しています。一方、「ま あまあ理解がある」の割合が減少しています。





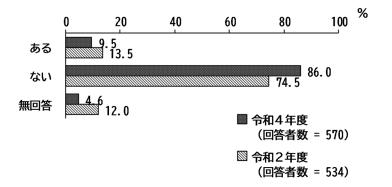
オ 障がいのある人に対する理解が進むための重要な活動

「福祉教育の充実」の割合が36.8%と最も高く、次いで「広報紙・ふくしだよりなどを通した広報の充実」の割合が32.8%、「障がいのある方との交流機会の充実」の割合が26.5%となっています。



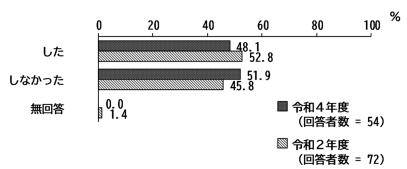
カ 生活をしている中で差別や虐待を受けたかの有無

「ある」の割合が9.5%、「ない」の割合が86.0%となっています。 令和2年度と比較すると、「ない」の割合が増加しています。



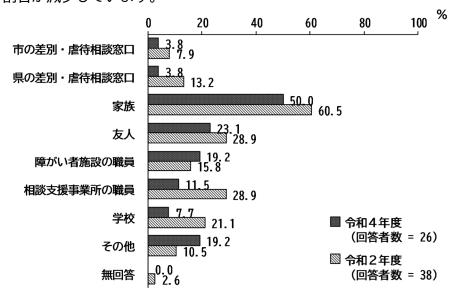
キ 差別や虐待を受けたことを相談したかの有無

「した」の割合が48.1%、「しなかった」の割合が51.9%となっています。 令和2年度と比較すると、「しなかった」の割合が増加しています。



ク 相談先

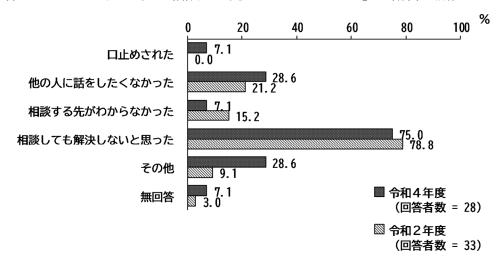
令和2年度と比較すると、「県の差別・虐待相談窓口」「家族」「相談支援事業所*の 職員」の割合が減少しています。



ケ 相談しなかった理由

「相談しても解決しないと思った」の割合が75.0%と最も高く、次いで「他の人に話をしたくなかった」の割合が28.6%となっています。

令和2年度と比較すると、「口止めされた」「他の人に話をしたくなかった」の割合が増加しています。一方、「相談する先がわからなかった」の割合が減少しています。

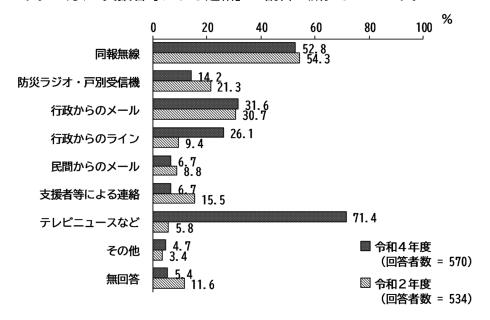


⑥ 地震や台風などの災害時のことについて

ア 災害時の認知手段

「テレビニュースなど」の割合が71.4%と最も高く、次いで「同報無線」の割合が52.8%、「行政からのメール」の割合が31.6%となっています。

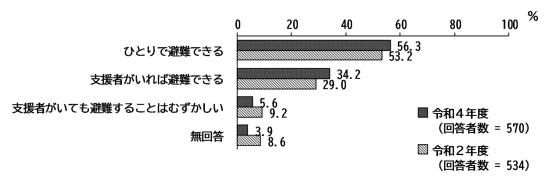
令和2年度と比較すると、「行政からのライン」「テレビニュースなど」の割合が増加しています。一方、「支援者等による連絡」の割合が減少しています。



イ 災害時にひとりで避難できるか

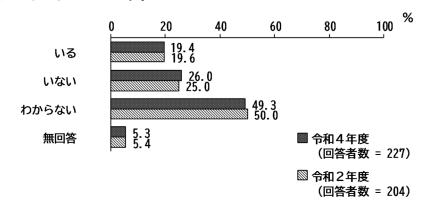
「ひとりで避難できる」の割合が56.3%と最も高く、次いで「支援者がいれば避難できる」の割合が34.2%となっています。

令和2年度と比較すると、「支援者がいれば避難できる」の割合が増加しています。



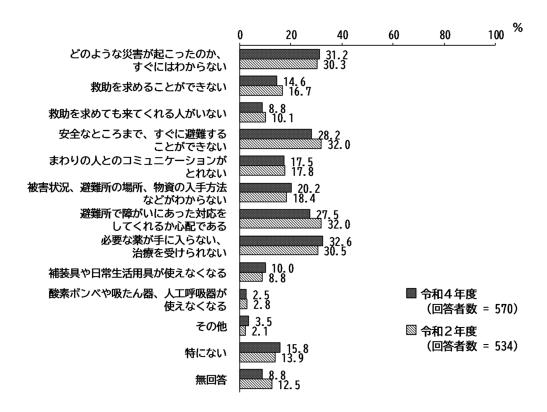
ウ 災害が発生時に助けてくれる近所の人の有無

「わからない」の割合が49.3%と最も高く、次いで「いない」の割合が26.0%、「いる」の割合が19.4%となっています。



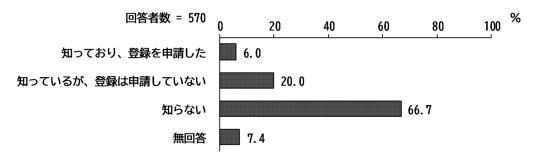
エ 災害時に困ること

「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」の割合が32.6%と最も高く、次いで「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」の割合が31.2%、「安全なところまで、すぐに避難することができない」の割合が28.2%となっています。



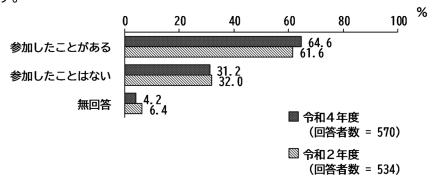
オ 災害時要援護者避難支援制度の認知度

「知らない」の割合が66.7%と最も高く、次いで「知っているが、登録は申請していない」の割合が20.0%となっています。



カ 地域防災訓練への参加の有無

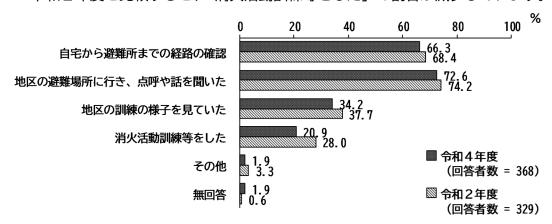
「参加したことがある」の割合が64.6%、「参加したことはない」の割合が31.2%となっています。



キ 防災訓練の参加方法

「地区の避難場所に行き、点呼や話を聞いた」の割合が72.6%と最も高く、次いで「自宅から避難所までの経路の確認」の割合が66.3%、「地区の訓練の様子を見ていた」の割合が34.2%となっています。

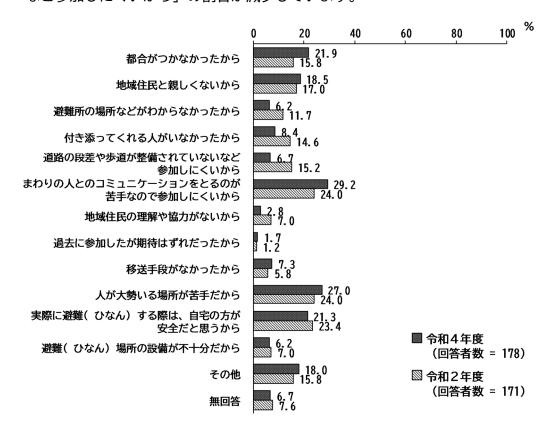
令和2年度と比較すると、「消火活動訓練等をした」の割合が減少しています。



ク 参加しなかった、参加できなかった理由

「まわりの人とのコミュニケーションをとるのが苦手なので参加しにくいから」の割合が29.2%と最も高く、次いで「人が大勢いる場所が苦手だから」の割合が27.0%、「都合がつかなかったから」の割合が21.9%となっています。

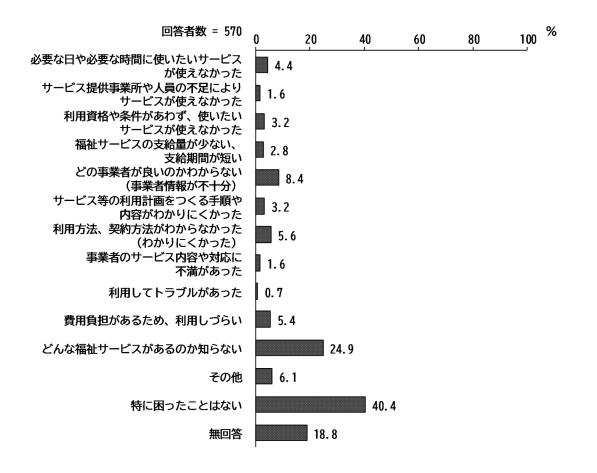
令和2年度と比較すると、「都合がつかなかったから」の割合が増加しています。一方、「付き添ってくれる人がいなかったから」「道路の段差や歩道が整備されていないなど参加しにくいから」の割合が減少しています。



⑦ 障がいのある人の福祉施策について

ア 福祉サービスを利用するときに困ったことの有無

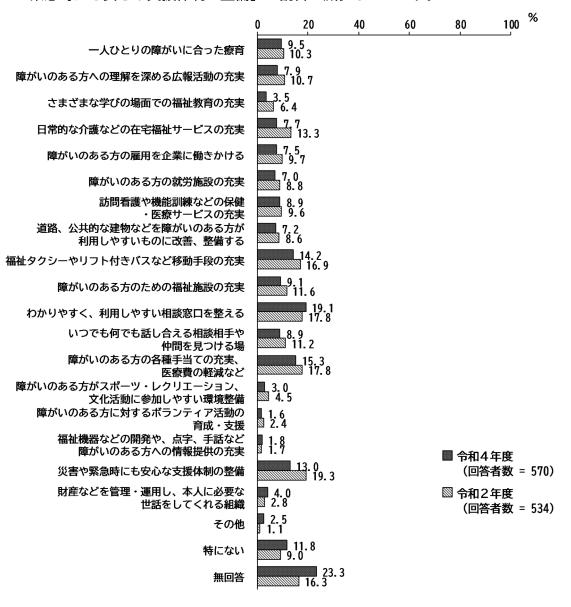
「特に困ったことはない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「どんな福祉サービスがあるのか知らない」の割合が24.9%となっています。



イ 暮らしやすくなるために特に充実を望むこと

「わかりやすく、利用しやすい相談窓口を整える」の割合が19.1%と最も高く、次いで「障がいのある方の各種手当ての充実、医療費の軽減など」の割合が15.3%、「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」の割合が14.2%となっています。

令和2年度と比較すると、「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」「災害や 緊急時にも安心な支援体制の整備」の割合が減少しています。



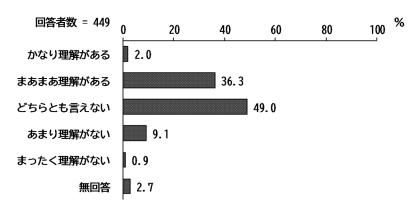
(2) - 2 一般市民調査

① 福祉への関心について

ア 障がいのある人に対する市民の理解度

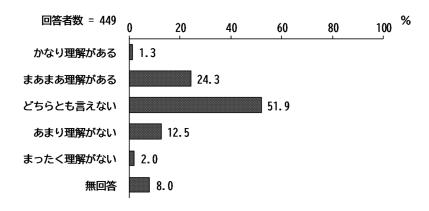
<身体障がいのある人への理解>

「どちらとも言えない」の割合が49.0%と最も高く、次いで「まあまあ理解がある」 の割合が36.3%となっています。



<知的障がいのある人への理解>

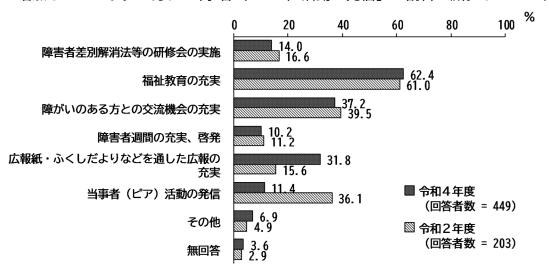
「どちらとも言えない」の割合が51.9%と最も高く、次いで「まあまあ理解がある」 の割合が24.3%、「あまり理解がない」の割合が12.5%となっています。



イ 障がいのある方に対する理解が進むために必要な重要活動

「福祉教育の充実」の割合が62.4%と最も高く、次いで「障がいのある方との交流機会の充実」の割合が37.2%、「広報紙・ふくしだよりなどを通した広報の充実」の割合が31.8%となっています。

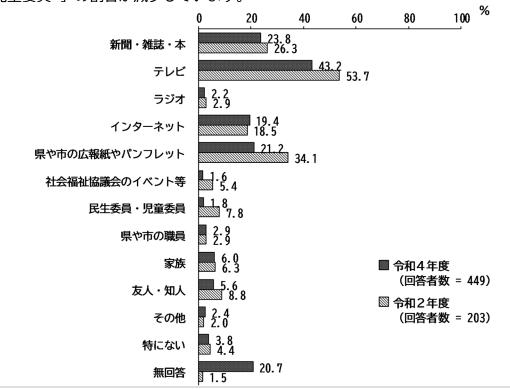
令和2年度と比較すると、「広報紙・ふくしだよりなどを通した広報の充実」の割合が増加しています。一方、「当事者(ピア*)活動の発信」の割合が減少しています。



ウ 福祉の制度や動きに関する情報の入手方法

「テレビ」の割合が43.2%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・本」の割合が23.8%、「県や市の広報紙やパンフレット」の割合が21.2%となっています。

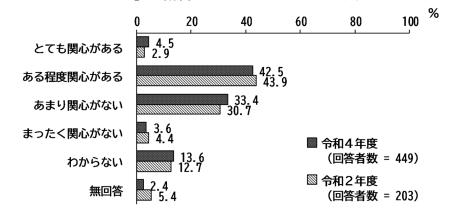
令和2年度と比較すると、「テレビ」「県や市の広報紙やパンフレット」「民生委員・ 児童委員*」の割合が減少しています。



② 障がい者福祉活動全般について

ア 障がいのある人へのボランティア*活動に関心の有無

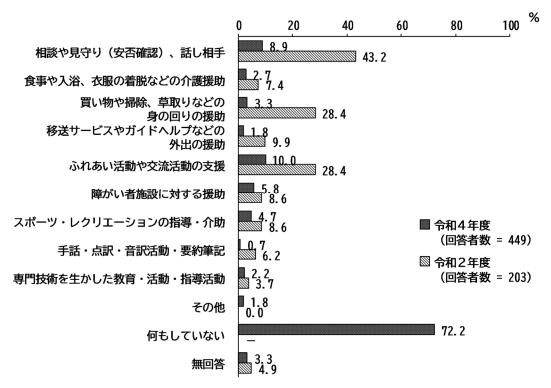
「ある程度関心がある」の割合が42.5%と最も高く、次いで「あまり関心がない」 の割合が33.4%、「わからない」の割合が13.6%となっています。



イ ボランティア活動の経験内容

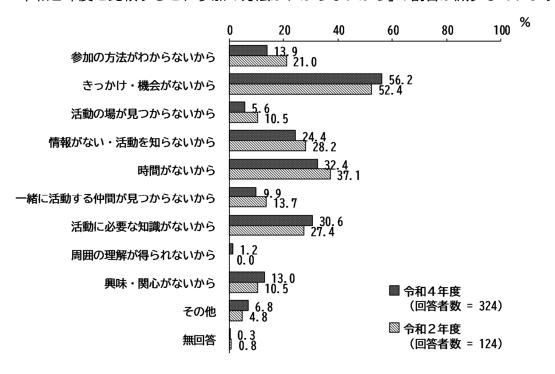
「何もしていない」の割合が72.2%と最も高く、次いで「ふれあい活動や交流活動の支援」の割合が10.0%となっています。

令和2年度と比較すると、「相談や見守り(安否確認)、話し相手」「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」「移送サービスやガイドヘルプ*などの外出の援助」の割合が減少しています。



ウ 何もしていない理由

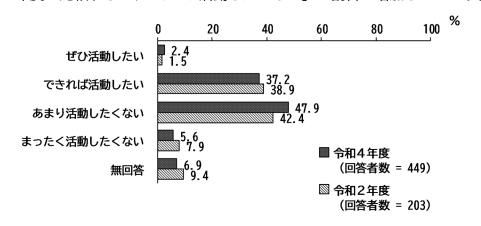
「きっかけ・機会がないから」の割合が56.2%と最も高く、次いで「時間がないから」の割合が32.4%、「活動に必要な知識がないから」の割合が30.6%となっています。 令和2年度と比較すると、「参加の方法がわからないから」の割合が減少しています。



エ 障がいのある人へのボランティア*活動参加の意思 現在活動中の方は今後とも活動を続けていきたいのか

「あまり活動したくない」の割合が47.9%と最も高く、次いで「できれば活動したい」の割合が37.2%となっています。

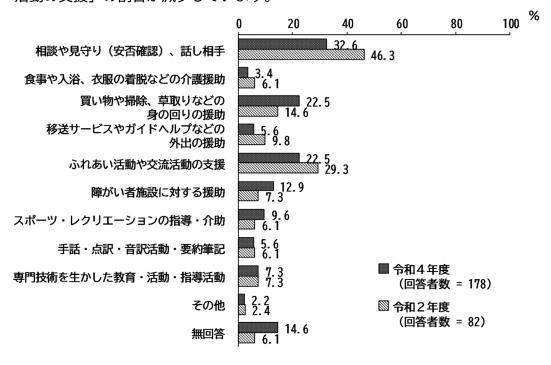
令和2年度と比較すると、「あまり活動したくない」の割合が増加しています。



オ 参加を希望するボランティア*活動

「相談や見守り(安否確認)、話し相手」の割合が32.6%と最も高く、次いで「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」、「ふれあい活動や交流活動の支援」の割合が22.5%となっています。

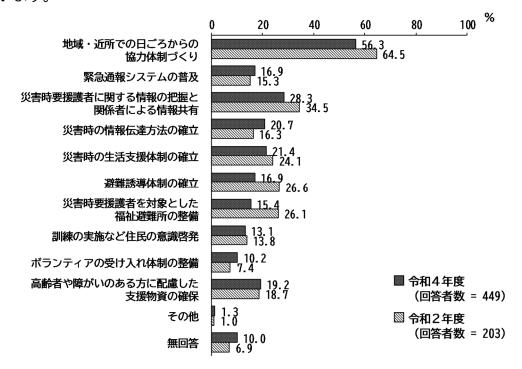
令和2年度と比較すると、「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」の割合が 増加しています。一方、「相談や見守り(安否確認)、話し相手」「ふれあい活動や交流 活動の支援」の割合が減少しています。



カ 災害時要援護者への対策として特に取り組むべきこと

「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」の割合が56.3%と最も高く、次いで「災害時要援護者に関する情報の把握と関係者による情報共有」の割合が28.3%、「災害時の生活支援体制の確立」の割合が21.4%となっています。

令和2年度と比較すると、「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」「避難誘導体制の確立」「災害時要援護者を対象とした福祉避難所*の整備」の割合が減少しています。

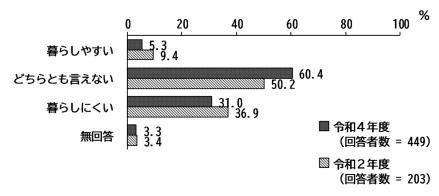


③ 障がいのある人の福祉施策について

ア 牧之原市は障がいのある人・高齢者・子どもが暮らしやすいまちなのか

「どちらとも言えない」の割合が60.4%と最も高く、次いで「暮らしにくい」の割合が31.0%となっています。

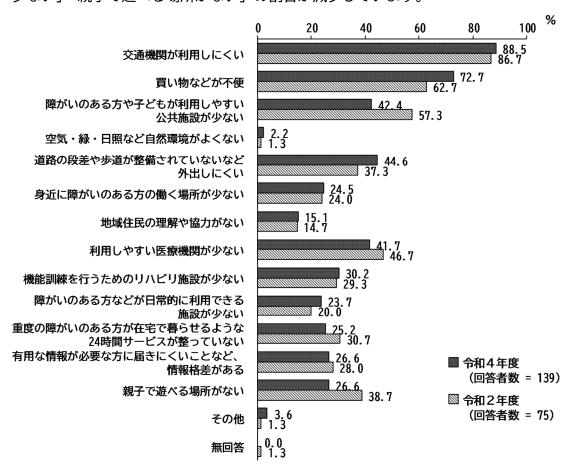
令和2年度と比較すると、「どちらとも言えない」の割合が増加しています。一方、 「暮らしにくい」の割合が減少しています。



イ 暮らしにくいと思う理由

「交通機関が利用しにくい」の割合が88.5%と最も高く、次いで「買い物などが不便」の割合が72.7%、「道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい」の割合が44.6%となっています。

令和2年度と比較すると、「道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい」 の割合が増加しています。一方、「障がいのある方や子どもが利用しやすい公共施設が 少ない」「親子で遊べる場所がない」の割合が減少しています。

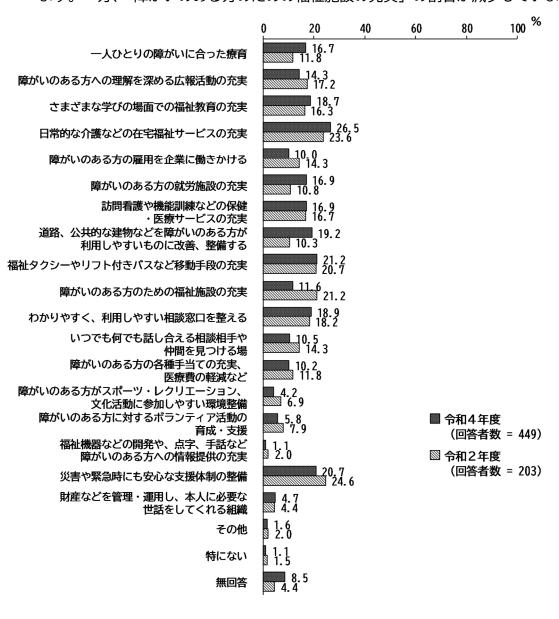




ウ 障がいのある人が暮らしやすいまちをつくるために必要な重要活動

「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」の割合が26.5%と最も高く、次いで「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」の割合が21.2%、「災害や緊急時にも安心な支援体制の整備」の割合が20.7%となっています。

令和2年度と比較すると、「障がいのある方の就労施設の充実」「道路、公共的な建物などを障がいのある方が利用しやすいものに改善、整備する」の割合が増加しています。一方、「障がいのある方のための福祉施設の充実」の割合が減少しています。



3 計画策定に向けた意見交換会の結果

(1) 意見交換会の概要

① 意見交換会の名称

「みんなで支え合い自分らしく暮らせるまちづくりを語ろう!」

② 目的

本計画の策定にあたり、令和6年度から11年度までの6年間に取り組む施策等に市 民の意見を反映するため、参加者同士が自由な雰囲気で語り合う意見交換会を開催し ました。

③ 日時

令和5年7月7日(金)午後1時から午後4時まで

4 場所

相良総合センターい~ら 福祉団体活動室

⑤ 参加者

障がい者団体等の会員、障害者自立支援ネットワーク*メンバー、障害者相談員*、 学校教育関係者、スポーツ推進関係者など 計 40人

⑥ 実施内容

(第1部)

現行計画の進捗及びアンケート結果から見える課題等について、情報共有し、 今後重点的に取り組むべきことについて語り合いました。

(第2部)

国の第5次基本計画に盛り込まれた項目のうち、「文化芸術活動・スポーツ等の振興」、「教育の振興」、「防災の推進」の3つをテーマに取り上げ、ありたい姿について語り合いました。

※進行(ファシリテーター)協力 一般社団法人CLIP





計画策定に向けた意見交換会の様子

(2) 意見のまとめ

基本方針1「理解と交流の促進」に関すること

- ・障がいのある人とそうでない人の間に意識の差はあるが、いろいろな人と交流して理解を深めることが、誰もが自分らしく暮らせるきっかけとなる。
- ・障がいのある人が日常的に外出できることが重要。
- ・幼児期からのふれあいが大事。子供たちの交流を通じて親世代の認識も変わる。
- ・障がいのあるなしに関わらず、スポーツを通じて交流し、育ちの場としたい。

基本方針2「保育・教育・療育の充実」に関すること

- ・福祉教育の充実や見直しを進め、子どもたちの多様性を認め合う取組が必要。
- ・支援学校(学級)と普通校(学級)が別々の世界になっているため、双方の交流 を促進したい。
- ・インクルーシブ教育*の土台作りが必要。インクルーシブという言葉は一部の関係者にしか認知されていない。
- ・医療的ケア児を含め、希望すれば誰でも学校に通える体制づくりをしてほしい。

基本方針3「保健・医療・福祉サービスの充実」に関すること

- ・サービスが受けられるのに知らない人や利用方法がわからない人がいる。
- ・相談体制、個別支援の充実、サービスの質の確保が必要。
- ・ヘルパーなどの人材不足が慢性化しているが、具体的な対策が見えない。

基本方針4「権利擁護*の充実」に関すること

・成年後見制度*について周知、広報する必要がある。

基本方針5「雇用・就労の促進」に関すること

- ・雇用機会の充実を図り、様々な働き方ができると良い。
- ・移動手段の問題により就労につながりにくい。

基本方針6「生活環境の整備」に関すること

・外出での困りごとについて、障がいのある人だけでなく、高齢者の意見も聞いて 対応する必要がある。

基本方針7「防災・防犯の体制整備」に関すること

- ・防災の知識や物資の備蓄など日頃の備えが重要。
- ・障がいがあっても参加しやすい防災訓練、防災講座が必要。
- ・避難施設の環境整備が必要。

基本方針8「情報・コミュニケーションの充実」に関すること

・障がいの特性やニーズに応じた情報提供が必要。

4 計画策定のための障がい者団体ヒアリング結果

(1) 障がい者団体ヒアリングの概要

① 目的

本計画を策定するにあたり、令和4年度に実施したアンケート調査や現行計画の評価に加えて、障がい者団体へのヒアリングを実施し、障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向を把握しました。

② 対象団体及び実施日

団体名	実施日
(1)牧之原市身体障害者福祉会	6月28日(水)
(2)牧之原市手をつなぐ育成会	6月26日(月)
(3)NPO法人精神保健福祉みどり会	6月29日(木)
(4)榛南重症心身障がい児者親の会メイフラワー	5月 26 日(金)
(5)榛南視覚障害者協会	6月30日(金)
(6)エジソンキッズ	7月 6日(木)

(2) 意見のまとめ

基本方針1「理解と交流の促進」に関すること

- ・障がいへの理解は、子どもの頃からの交流と教育が重要。一緒に過ごすことにより当たりまえになる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で会員同士の交流が希薄になったが、同じよう な境遇の人達で相談し合える仲間づくりや情報交換の場づくりは大切。
- ・地域の人と顔の見える関係づくりのため、交流の場を増やしていく必要がある。
- ・団体と市行政とが連携しながら活動を促進させたい。

基本方針2「保育・教育・療育の充実」に関すること

- ・支援学校に行かなくてもいいよう、通常校の先生に支援してほしい。
- ・保育園までの対応は手厚いが、小学校から手薄になるため、入学の壁がある。
- ・学校と福祉サービスの結びつきが薄いが、福祉と教育の連携が大事。

基本方針3「保健・医療・福祉サービスの充実」に関すること

- ・近くに医療機関が少なく、通院のための交通手段がない。
- ・医師とのコミュニケーションに不安を抱える人が多く、本人・親・医師の間で信頼関係を築くことが大切。
- ・医療的ケア児が短期入所できる病院や、成人期から看取り期までを一体的に支援 できる施設が必要。
- ・福祉サービスを受けられることを知らない人や手続きが難しく、申請できない人 もいる。
- ・ヘルパーや相談支援専門員*が不足している。

基本方針4「権利擁護*の充実」に関すること

- ・将来の不安のなかで一番多いのは高齢化、次がお金のことである。
- ・成年後見制度*について、将来に備えて考えておく必要があるが、利用するかどうかはわからない。
- ・差別は20年前と比較すると少なくなったが、障がいへの理解促進のための勉強会などが必要。
- ・緊急時などに家族に代わり、入院やサービス調整を一括対応する窓口や医療的ケア児等コーディネーターを中心とした多職種連携チームが必要。

基本方針5「雇用・就労の促進」に関すること

- ・体調に合わせて働けることが大事。
- ・障がい者雇用の受け皿がない。
- ・雇用側に問題があることもあるため、行政から企業向けの勉強会等を実施してほ しい。

基本方針6「生活環境の整備」に関すること

- ・デマンドタクシーは、全地域で利用できるようになったが、登録と予約が必要な ことや利用日時が限られるため、利用しにくい。
- ・交通手段は、視覚障がいのある人にとって一番の大きな問題である。
- ・路線バスは、バリアフリー*になっておらず、バス停にベンチがない。行政からの働き掛けが必要。

基本方針7「防災・防犯の体制整備」に関すること

- ・災害発生時に一人での避難はできないと思う。
- ・避難所での生活ができるのか、パニックになってしまわないか不安がある。
- ・災害時の個別避難計画は提出しているが、記載が難しかった。
- ・近隣住民とのコミュニケーションが取れている地域は、災害時に助け合っている ところもある。

基本方針8「情報・コミュニケーションの充実」に関すること

- ・スマホの活用やラインなどの使用は、高齢者には難しいところがある。
- ・障がい者向けのスマホ教室を実施してほしい。
- ・市のライン、ホームページは改善が必要である。
- ・自分の意思を不特定多数の人に伝えられない特性がある。支援者がしっかりと関 わることが重要。
- ・障がいの特性に応じたそれぞれの適切な情報提供、コミュニケーションが必要。

5 牧之原市の障がい福祉を取り巻く現状と課題

本市の取組の状況やアンケート調査結果、意見交換会、障がい者団体ヒアリングからの意見を踏まえ、牧之原市第3次障がい者計画で掲げた基本方針及び施策ごとに課題を整理しました。

<基本方針1>「理解と交流の促進」における課題

① 障がいに対する市民への理解・啓発の推進

市では、市民の障がいに対する理解促進を図るための研修等を実施してきました。 しかし、アンケート調査をみると、障がいのある方に対する市民の理解について、"理 解がない"が"理解がある"を上回っています。特に知的障がい、精神障がいで理解 がないと感じている人が多くみられます。前回調査と比較すると、「あまり理解がない」 の割合が10ポイント以上増加しています。また、一般市民において、障がいのある方 に対する市民の理解について、「どちらとも言えない」が5割となっており、また、障 がいの種別によって理解の差があることがうかがえます。

また、障がいのある方に対する理解が進むために重要な活動については、「福祉教育の充実」、「広報紙・ふくしだよりなどを通した広報の充実」、「障がいのある方との交流機会の充実」の割合が高くなっています。

今後、さらに障がいに対する理解を促進するため、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。また、障がいのある人との交流や触れ合いの機会を通じて、障がい特性などの理解を促す必要があります。

② 地域での交流・ふれあいの場の促進

交流・ふれあいの場として、「ふれあい運動会」などを行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症により、ここ3年間実施できていない状況であり、市民と障がいのある人との交流機会が減ってきている状況となっています。

アンケート調査をみると、地域社会での活動について、"参加する"の割合が3割半ばとなっており、地域活動に参加するときの妨げとして、「参加したくなるようなものがない」、「どのような活動が行われているか知らない」の割合が1割半ばとなっています。

地域活動や生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がいの ある人の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が地域 活動において、交流やふれあうことのできる場を促進していくことは、相互の理解を 深めるとともに、生活の質の向上につながることから、社会参加できる環境づくりを 行っていくことが重要です。

③ ボランティア*活動の推進と情報発信

市では、ボランティア講座等を実施してきましたが、今後は、障がいのある人や子 どもなどの様々なニーズに対応したボランティアの育成を行っていくことが必要とな ります。

アンケート調査では、一般市民では、ボランティア活動の経験について、「何もしていない」が72.2%と最も高くなっていますが、「ふれあい活動や交流活動の支援」を行っている市民もいることがうかがえます。一方で、ボランティア活動を行っていない理由について、「きっかけ・機会がないから」の割合が高くなっています。

今後の地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のある市民には、 具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介するなど、ボランティア活動の促進 を図るための仕組みが求められます。

また、団体ヒアリングの結果、会員同士の交流や相談を充実させるとともに、地域の人と顔の見える関係づくりを進めることが重要であることがわかりました。そのためには、市と障がい者団体が連携して取り組むことが重要です。

<基本方針2>「保育・教育・療育の充実」における課題

① 切れ目のない支援体制の構築

市では、切れ目のない支援体制を構築するため、発達に関する相談窓口の一本化や こどもセンターと関係機関との円滑な連携を図ってきました。

アンケート調査では、通園・通学先に充実を望むことについて、「就学相談や進路相談などの相談体制」、「能力や障がいに対する理解」、「能力や障がいの状況にあった個別支援」などの割合が高くなっており、障がいのある子どもの複合的な課題に対応するための、切れ目のない支援が求められています。

今後も、子どものライフステージ*に沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。また、発達や成長段階に応じた支援及び訪問相談等の専門的な相談体制の充実が求められます。

② 早期療育*の充実

配慮を必要とする子どもの割合は増加傾向にある中で、保育施設等における障がいのある子どもの受け入れを促進するとともに、福祉こども相談センターとの連携を強化し、職員研修の充実を図ってきました。

アンケート調査結果では、障がいのある人が暮らしやすくなるために、特に充実を望むことについて、知的障がいで「一人ひとりの障がいに合った療育」の割合が最も高くなっています。

子どもの障がいには、発達障がい*、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい*等がありますが、できる限り早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が必要です。

また、地域で専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

③ 特別支援教育*の充実

市では、特別支援教育・インクルーシブ教育*の推進として、乳幼児、園児の巡回相談と一本化するなど、切れ目ない支援を提供できるように関係機関と連携を深めてきました。

しかし、団体ヒアリングや意見交換会などでは、学校と福祉サービスの結びつきが 薄いことや、学校の先生との関係が重要であるという意見が上がっています。

今後は、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し、個々に応じた指導を充実させる とともに、障がいの有無にかかわらず、共に学び、共に育つ環境の整備が必要です。

また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、インクル ーシブ教育に向け、より一層の体制強化を図ることが必要です。



<基本方針3>「保健・医療・福祉サービスの充実」における 課題

① 障がいのある人への適切な医療の充実

市では、適切な医療の充実を目指し、自立支援医療*や重度障害者(児)医療費助成事業*等を実施してきましたが、制度の周知不足により受給申請していない場合がありました。

また、アンケート結果から、医療のことで困っていることについて、「専門的な医療機関が近くにない」、「通院の交通手段が確保・利用しにくい」、「医療費の負担が大きい」などの意見が上がっています。

ヒアリング結果からも、医師とのコミュニケーションに不安を抱えている人が多い ことや、医療的ケア*へのニーズが高いことがうかがえます。

今後も、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療を受けられる体制が必要です。特に重症心身障がい*児者の入院、入所等で必要としている医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

② 障がいのある人への健(検)診・健康相談の体制の充実

市では、健(検)診機関や福祉事業所等と連携し、障がいのある人が健(検)診や保健 指導を受けやすい体制づくりを進めてきましたが、個人の状態や障がいの程度の情報 を事前に把握することは難しく、現状では本人や家族からの相談があった場合のみの 対応となっています。

アンケート結果から、健康診断やがん検診、歯科検診などを「受けていない」の割合が2割半ばとなっています。

障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期発見と早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。また、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

③ 福祉サービスの充実

市では、障がいの状況やニーズに応じた多様なサービスの充実を図ってきました。 アンケート調査では、福祉サービスを利用するときに困ったことがあったかについて、「どんな福祉サービスがあるのか知らない」、「どの事業者が良いのかわからない(事業者情報が不十分)」などの意見が上がっています。サービスが必要な時に、必要なサ ービスを受けることが住み慣れた地域で生活をしていく上で重要であることがうかが えます。

今後は、障がいに関する制度やサービスのさらなる周知を図るとともに、個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

④ 障がいと介護の円滑な連携

障がい福祉サービスを利用する人が高齢になり介護保険サービスを利用する場合、 障がい福祉制度と介護保険制度*の利用負担上限が異なるために新たな利用者負担が 生じることや、これまで利用してきた障がい福祉サービス事業所とは別の介護保険サ ービス事業所を利用する場合がある等の課題があります。障がいのある人が高齢にな っても安心してサービスが受けられるよう、また、親の高齢化や病気、「親亡き後」も 地域生活が継続できるように支援のあり方を検討し充実させる必要があります。

⑤ 行政課題への取組

今後、障がいのある人の高齢化や重度化が進むとともに、医療的ケア*が必要な児童等が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点*の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

また、ヘルパーや相談支援専門員*等の福祉人材を確保するため、福祉教育の充実や福祉現場の魅力発信などの取組を検討する必要があります。

<基本方針4>「権利擁護*の充実」における課題

① 地域を含めた相談体制の充実・啓発

市では、本人・家族の意向を確認しながら、個々のケースに応じた生活支援や福祉 サービス等の相談を行ってきましたが、相談内容も多様化してきており、基幹相談支 援センター*の今後の展望やあるべき姿についてさらなる検討を行い、相談機能強化 を図ることが重要となります。

また、アンケート結果から、悩みごとや心配ごとを相談できる人がいるかについて、「家族や親戚」の割合が最も高く、次いで「医療機関の医師や看護師など」、「友人・知人」となっており、また、「わかりやすく、利用しやすい相談窓口」が求められていることから、身近なところでの相談体制の整備が重要となっています。

今後も、個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・ 場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要 です。

相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。 身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が 連携した支援体制の整備が必要です。

② 権利擁護事業の推進

市では、権利擁護事業の周知を図ってきましたが、市長申し立ての件数は0~1件で推移している状況となっています。また、アンケート調査から、「成年後見制度*」について、「聞いたことがない」の割合が最も高くなっているほか、成年後見制度の利用促進に向けての課題は何だと思うかについては、「制度に関する十分な知識がない」、「わからない」、「誰に相談して良いか分からない」などの割合が高く、制度の仕組みや内容を周知していく必要があります。

権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。また、 成年後見制度等を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限 生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

③ 虐待防止の推進

市では、障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、ポスターやホームページ等で 市民へ啓発するとともに、虐待が発生した場合には、マニュアルに従い、虐待者・被 虐待者の双方に対応し、再発防止に努めてきました。

しかし、アンケート調査から、生活をしている中で、差別や虐待を受けたことがある人が約1割となっており、特に精神障がいで差別や虐待を受けたことがある人が多くみられます。

虐待は決して許されない行為であり、自立や社会参加を推進するためにも虐待を防止することは、非常に重要です。

④ 差別の解消・合理的配慮*の推進

市では、差別解消支援地域協議会*において、差別事例の共有、効果的な法の周知方法や研修について協議し、差別解消支援地域協議会の機能の充実を図ってきました。 ヒアリングでは、20年前に比べ、差別は減ってきているという意見がありましたが、

アンケート調査からは、いまだに差別や虐待があることがうかがえます。また、差別

や虐待を受けたことを誰にも相談しなかった人が5割以上となっています。相談しなかった理由として、「相談しても解決しないと思った」の割合が最も高く、次いで「他の人に話をしたくなかった」となっています。

また、「障害者差別解消法*」を「法律名も内容も知らない」の割合が約7割と高くなっています。

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮*の提供を求めることで差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、法の趣旨や障がいへの正しい理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

<基本方針5>「雇用・就労の促進」における課題

① 障がいのある人と企業との相互理解の促進

市では「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等を通して障がい者雇用に関する周知啓発を図ってきましたが、アンケート結果では、平日の日中について、「正規の社員・従業員として働いている(自営業を含む)」、「パート・アルバイトとして働いている(家業手伝いを含む)」がともに1割半ばとなっています。

また、障がいのある方が働くために、大切だと思うことについて、「障がいに見合ったやりがいのある仕事の提供」、「事業主や職場の人たちの障がい者雇用に対する十分な理解」などの割合が高くなっています。

地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、能力や適性に応じてより力を発揮できるよう取り組むことが必要です。一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がい理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

② 雇用・就労定着の促進

市では、ケア会議*等を通して、企業や関係機関との連携を図り、就労後の支援を継続し、就労定着の推進を図ってきました。

アンケート結果では、現在の職場での就労期間について、「5年以上」が6割以上と最も高く、次いで「1年以上3年未満」が1割半ばとなっており、長く働いている人がいる一方で雇用・就労定着につながっていないこともうかがえます。

社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性 に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

<基本方針6>「生活環境の整備」における課題

① 生活環境のバリアフリー*化の推進

市では、教育施設や公的施設、公園施設など必要なところからのバリアフリー化に 努めてきましたが、アンケートでは、外出で困ったり、不便に感じたりすることにつ いて、障がい種別でみると、身体障がいで「駐車スペース、手すり、スロープ、案内 表示など(障がいのある人への配慮不足)」、知的障がいで「まわりの人の手助け・配 慮の不足」、精神障がいで「付き添ってくれる人がいないこと」の割合が高くなってい ます。

一般市民調査によると、障がいのある人・高齢者・子どもにとって、「道路の段差や 歩道が整備されていないなど外出しにくい」という意見があがっており、全ての人が 暮らしやすくなるためにも、公共交通機関や道路の整備が求められています。

今後も、公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化を推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できる環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

② 移動・交通手段の確保

市では、移動・交通手段の確保として、デマンド型乗合タクシー*等の運行を行ってきましたが、ヒアリングでは、使いづらいなどの意見が上がっており、運行本数や便数の増加、行き先を増やすなどの検討が必要となっています。

アンケート結果では、外出するときの交通手段について、「自家用車 (自分で運転)」の割合が最も高く、次いで「自家用車 (乗せてもらう)」、「徒歩」となっています。また、暮らしやすくなるために、特に充実を望むことについて、「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」の意見も上がっており、特に身体障がいで割合が高くなっています。

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動や余暇活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。今後も外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

③ 既存サービスの有効活用の推進

市では、障がいのある人への住宅施策の促進や住宅改修費給付事業などを行ってきました。

今後も、全ての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存のサービスを有効に 活用できるよう、周知していくことが重要です。

<基本方針7>「防災・防犯の体制整備」における課題

① 地域の人とのつながりづくり

市では、障がい者団体等を通じて、災害への備えの必要性について啓発してきました。

しかし、アンケート結果では、家族や支援者等が不在、またはひとり暮らしの場合に、火事や地震等の災害が発生した時、ご近所に助けてくれる方がいるかについて「わからない」が約5割、「いない」が2割半ばとなっています。また、地域防災訓練に「参加したことがある」の割合が6割半ばとなっていますが、「参加したことはない」の割合も3割以上となっており、特に知的障がい、精神障がいで参加したことはない人が多くみられます。参加しなかった、参加できなかった理由について、「まわりの人とのコミュニケーションをとるのが苦手なので参加しにくいから」、「人が大勢いる場所が苦手だから」の割合が高くなっています。

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、避難支援体制の強化を図っていくことが必要です。

そのためには、障がいのある人も地域の防災訓練や地域活動に積極的に参加することで、顔の見える関係づくりが進められるよう、防災意識の高揚を図るとともに、自 主防災組織等への啓発を行う必要があります。

② 障がいのある人にも対応した防災体制の整備

市では、災害時要配慮者避難支援計画の促進を図っていますが、この計画について 理解が浸透していない状況となっています。

また、アンケート結果からも災害時要配慮者避難支援制度を「知らない」が6割半ばと最も高く、次いで「知っているが、登録は申請していない」が2割となっている一方、「知っており、登録を申請した」が1割未満となっています。

さらに、一般市民調査によると、災害時要配慮者*への対策として、特に取り組むべきことについて、「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」の割合が最も高く、次いで「災害時要配慮者に関する情報の把握と関係者による情報共有」、「災害時の生活支援体制の確立」となっています。

今後は、避難行動に支援が必要な人の避難確保の実効性を高めるため、個別避難計 画作成に福祉専門職と地域住民が関わる仕組みづくりと、福祉避難所*の運営に関す る環境と体制整備を推進する必要があります。

③ 福祉事業所等における防犯体制の整備促進

市では、障がいのある人への防犯知識の普及や消費者としての保護の推進を図ってきました。

地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日 頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障がい特性に 応じた配慮や対策が必要ですが、今後さらに関係機関や周囲の住民等が連携・協力し て地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があ ります。

<基本方針8>「情報・コミュニケーションの充実」における 課題

① 障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備

市では、災害情報配信サービスやファックス110番・119番・NET119*の利用促進を図ってきました。しかし、アンケート調査では、福祉に関する情報の入手について困っていることとして、「どこに情報があるかわからない」、「情報の内容がむずかしい」などの意見が上がっており、特に知的障がいで「情報の内容がむずかしい」の割合が高くなっています。

また、行政サービスや福祉の情報をどこから得ているかについて、障がい種別にみると、知的障がいで「家族や親戚」、身体障がいで「市の広報紙」、精神障がいで「医療機関の医師や看護師など」の割合が高くなっています。

障がい種別などによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。福祉サービスや生活に必要な情報を必要なときに伝えることができるよう、障がい特性に対応した情報提供に努める必要があります。

② 意思疎通支援の充実

市では、意思疎通支援に関わる人材の養成等を進めてきましたが、市内に手話通訳者*や要約筆記者*が数人しかいない状況となっています。

また、ヒアリングでも、コミュニケーションの取り方は障がい種別によって違い、 コミュニケーションを取ることが難しい人もいるという意見が上がっています。 アンケート結果から、意思の伝達を図る場合、特別な技術や用具を「使っていない」 の割合が最も高くなっていますが、次いで「携帯電話・スマートフォン・タブレット」 などを利用している人もいることがうかがえます。

また、コミュニケーションや情報取得のために充実してほしいことについて、「障がいを理解している相談員」が知的障がい、精神障がいで高くなっています。

誰もが地域の一員として社会参加できるよう、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

また、視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。なお、近年では、情報通信技術の進展が情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者*や要約筆記者*の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。

第**3**章

基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

第3次牧之原市総合計画では、牧之原市が次世代に向けて更なる発展を遂げ、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちをつくるとともに、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても高い持続性を確保していくため、「RIDE ON MAKINOHARA夢に乗るまち 牧之原」「豊かな自然を活かした 心豊かでアクティブな暮らしが実現できるまち」を将来都市像としています。

この将来都市像の実現に向けて、目まぐるしく変化する時代にあっても、障がいの ある人もない人も、全ての人が地域社会の中でともに生きる一人の人間として互いに 認め合い、支え合い、寄り添いながら、安心して暮らせる温もりのある社会を目指しています。

本計画の基本理念については、これまでの障がい福祉の取組との連続性、整合性から牧之原市第3次障がい者計画の基本理念「共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原」を引き継ぐものとし、全ての人が地域社会の一員となり、自分らしく安心して暮らしていくことができる社会を目指します。

また、この基本理念に基づいて、この計画が目指す将来像を「みんなで支えあい 自 分らしく暮らせるまち」と定め、各施策を推進します。

【 基 本 理 念 】 共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原



【 将 来 像 】 みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち

2 計画の基本方針

基本方針1 理解と交流の促進

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、 住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、様々な交流の機会を通じて障 がいを身近なものとして理解し合える活動を推進します。

基本方針2 保育・教育・療育の充実

障がいのある子どもたちが、住み慣れた地域の中で安心して育つことができるよう、 ライフステージ*に合った、切れ目のない支援体制の構築を推進するとともに、保護者 にとって身近で話しやすい相談体制の充実を図り、保護者に寄り添った支援を推進し ます。

また、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させるため、一人ひとりの状況に応じた きめ細かな保育・教育・療育の充実を図るとともに、特別支援学校*の児童生徒との交 流活動やインクルーシブ教育*を推進します。

基本方針3 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療を促進し、健やかで安心した暮らしができるよう、関係機関と連携を図るとともに、心身ともに健康で過ごすことのできる体制の充実を図ります。

また、一人ひとりが自分らしい生活を送れるよう、障がいのある人に応じたサービスを受けることのできる体制づくりを促進します。

基本方針4 権利擁護*の充実

障がいのある人の権利を擁護するとともに、自己選択や意思決定ができる支援や重 層的な相談支援体制の構築を図ります。

また、虐待の未然防止や差別の解消、合理的配慮*の推進に関する啓発活動を推進します。

基本方針5 雇用・就労の促進

障がいのある人が安心して働き、自分らしい生活を送れるよう、企業と関係機関と が連携し、相互理解と雇用・就労を促進します。

また、働きやすい環境を整えるため、事業所や企業に対する理解促進に努めます。

基本方針6 生活環境の整備

障がいのある人が安心して外出できるよう、移動手段や交通手段の確保に努めると ともに、公共施設、道路のバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を促進し、安 全面に配慮した環境整備を推進します。

基本方針7 防災・防犯の体制整備

災害が起きた時でも、地域で障がいのある人を助け合い、支え合うことができよう、 地域ぐるみでの防災対策を促進していきます。

また、犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識の高揚と防犯体制の整備を図ります。

基本方針8 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの充実

障がいのある人が必要としている情報を入手することができるよう、障がいの特性などに応じた情報の発信体制の整備に努めます。

また、意思疎通支援が必要な人への情報伝達手段の多様化を進め、コミュニケーション支援の充実を図ります。

基本方針9 文化芸術活動・スポーツの振興

障がいのある人の生きがいや社会参加の促進のための生涯学習、文化・スポーツ活動の振興を図ります。

3 重点施策

「基本方針」の実現に向けて、施策の中から、特に積極的に取り組む必要がある次の5つを、重点施策として掲げます。

重点施策1

市民主体の交流活動と情報発信の促進

障がいの有無にかかわらず、相互の理解を深めるための交流やふれあうことができるよう、交流の場と機会の創出を促進するとともに、障がい特性や年齢等に応じた多様な手段により、交流活動の情報提供、発信を行い、全ての市民が参加しやすい環境づくりを促進します。

重点施策2

相談機関の周知と連携体制の強化

障がいのある人が、相談したいときに、相談できるよう、相談機関を周知していく とともに、地域や相談支援事業所*、企業、行政が互いに連携をとり、本人や家族に寄 り添った支援ができるよう、体制を強化します。

重点施策3

生活環境のバリアフリー化の推進

障がいのある人が、住み慣れた地域において、安全に生活ができるよう、ハード面、 ソフト面におけるバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を促進します。 また、外出を支援するための環境を整備していきます。

重点施策4

障がいのある人にも対応した防災体制の整備

災害時に障がいのある人が避難することができるよう、地域との協働による、個々 の障がい特性に応じた防災体制の構築を図ります。

また、避難支援の実効性を高める取組の推進と、適切な配慮を受け、安心して過ご すことができる福祉避難所*を整備します。

重点施策5

スポーツの振興

障がいのある人も、スポーツ活動ができるよう、環境を整備していくとともに、障がいのある人、ない人がともにスポーツを楽しむことができる交流機会の促進を図ります。

施策の体系 4

[基本理念][将来像] [基本方針] [施策] 障がいに対する理解・啓発の推進 理解と交流の促進 1 地域での交流・ふれあいの場の促進 2 市民主体の交流活動と情報発信の促進【重点】 切れ目のない支援体制の充実 2 保育・教育・療育 2 早期療育の充実 の充実 インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実 みんなで支えあい 医療の充実と保健・医療・福祉の連携 健(検)診・健康相談の体制の充実 2 保健・医療・福祉 3 3 福祉サービスの充実 サービスの充実 障がいと介護の円滑な連携 共によりそう 心でつながる牧之原 5 行政課題への取組 相談機関の周知と連携体制の強化【重点】 権利擁護事業の推進 2 自分らしく暮らせるまち 権利擁護の充実 3 虐待の防止 差別の解消・合理的配慮の推進 障がいのある人と企業との相互理解の促進 1 雇用・就労の促進 2 雇用・就労定着の促進 生活環境のバリアフリー化の推進【重点】 生活環境の整備 6 2 移動・交通手段の確保 地域の人とのつながりづくり 防災・防犯の体制 7 障がいのある人にも対応した防災体制の整備【重点】 整備 福祉事業所等における防犯体制の整備促進 情報アクセシビリ 障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備 ティ・コミュニケ 意思疎通支援の充実 ーションの充実 1 文化芸術活動の促進 9 文化芸術活動・ス

2 スポーツの振興【重点】

ポーツの振興



施策の展開

基本方針1 理解と交流の促進

【数值目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)	根拠
地域社会での活動に参加する人の 増加	36.1%	50.0%	アンケート調査結果 (障がい者)
障がいのある人に対して理解があ る市民の増加	22.1%	35.0%	アンケート調査結果 (市民)
障がいのある人の生活や福祉につ いて関心のある人の増加	66.6%	70.0%	アンケート調査結果 (市民)

[※]アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 障がいに対する理解・啓発の推進

障がいのある人の参画のもと、障がいに関する理解・啓発活動に取り組むとともに、 学校や地域における福祉教育の充実を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	ICTを活用した 福祉マップ導入の 検討	「福祉マップ」(障がいのある人用のトイレの位置、点字ブロック*の設置箇所、交通機関の案内等、各種の情報を取り入れたもの)について、随時情報が更新できるデジタル版の作成に向けた検討を行います。	社会福祉課
2	障がいに対する理 解のための研修会 等の開催	市民や市職員、支援団体等の障がいに関する 理解を深めるため、講演会の開催や広報等を 通じた啓発活動を推進します。	社会福祉課
3	ふくしだより (広報 紙) の充実	障がいのある人の現状やバリアフリー*(障壁除去)などへの市民の関心を高めるために、「ふくしだより」に福祉教育活動など身近な内容を掲載します。	社会福祉協議会
4	社会福祉大会の実 施	社会福祉大会を毎年開催し、功労賞への表彰 を行うとともに、就労継続支援事業所による 物品販売を通じて、市民への理解促進を図り ます。	社会福祉協議会
5	各世代に向けた福 祉教育に関する講 座等の検討	各世代に合わせた体験学習・福祉体験のプログラムを障がいのある人と一緒に検討します。	社会福祉協議会

No.	事業・取組	方針	所管課等
6	福祉教育の充実	市内の小・中・高等学校へ出向き、疑似体験 や当事者と関わり、事例検討などを通して身 近な福祉について考える機会を設けます。	社会福祉協議会

施策2 地域での交流・ふれあいの場の促進

障がいのある人との交流の場や、地域の方と共に活動する機会を創出します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	地域行事への参加促進	障がいの有無にかかわらず、地域行事への積極的な参加を促進するため、福祉事業所の交流事業を広く情報提供します。	社会福祉課
2	「ふれあい運動会」 への住民の参加促 進	牧之原市ボランティア連絡会主催のふれあい運動会等に学校の児童や保護者、福祉事業 所の利用者などの参加を促すとともに、誰も が気軽に参加できるよう広報します。	社会福祉協議会

施策3 市民主体の交流活動と情報発信の促進【重点】

障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めるため、障がい者団体やボランティア*団体による交流活動の促進と情報発信に取り組みます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がい者団体の活 動紹介	障がい者団体の活動を支援するため、手帳の 交付時などに団体を紹介するほか、団体が主 催する講座等の周知・広報を支援します。	社会福祉課
2	障害者団体連絡会 の運営	障害者団体連絡会の活性化を図り、団体の主体的な活動を促進するともに、障がいのある人が事業企画段階から参画できる仕組みづくりを進めます。	社会福祉課
3	ピア活動*の充実	ピアサポート活動を行う場と機会を設け、活 動への参加促進と内容の充実を図ります。	社会福祉課
4	身近なボランティ ア*活動の推進	障がいのある人もない人も参加できる身近 なボランティア活動を推進します。	社会福祉協議会
5	ボランティア講座・ 活動の場の拡充	時代やニーズに対応した講座を設け、新規ボランティアの開拓・育成と既存ボランティアの育成・拡大を図ります。また、ボランティア活動への参加機会を拡充します。	社会福祉協議会
6	小中高等学校での ボランティア活動 の推進	学校におけるボランティア活動の現状を把握し、学校教諭と協議を行いながら、児童・ 生徒が参加しやすいボランティア活動を企 画、提案します。	社会福祉協議会

No.	事業・取組	方針	所管課等
7	企業内ボランティ ア*の啓発	企業との連携を図りながら、参加しやすいボ ランティア活動を提案します。	社会福祉協議会
8	ボランティア団体 と障がい者団体と の連携	地域のボランティアに障がい者団体の活動 やニーズなどの情報を提供します。	社会福祉協議会
9	ボランティア活動 の促進とマッチン グ支援	社会福祉協議会*と連携し、福祉現場やイベント等におけるボランティアのニーズを把握し、情報を集約のうえ、ボランティア希望者とのマッチングを支援します。	社会福祉課社会福祉協議会



障害者週間の様子



福祉教育の様子

基本方針2 保育・教育・療育の充実

【数值目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)	根拠
通園・通学で特に困っていることは ない人の増加	33.3%	55.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

[※]アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 切れ目のない支援体制の充実

発達や成長段階に応じて専門的な相談が受けられるよう、相談体制と関係機関との 連携強化を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	切れ目のない支援体制の強化	中核となる相談窓口である「福祉こども相談センター」に適切な人員を配置するとともに、関係課や関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。	福祉こども相談 センター 健康推進課
2	相談窓口の周知	複数ある相談窓口を安心して利用できるよう、相談機関をわかりやすく紹介します。	福祉こども相談 センター 健康推進課

施策2 早期療育の充実

療育の必要な子どもに対する早期療育*の場を充実するため、支援が必要な子どもに対し、地域を含めた支援体制の充実を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	保育園・幼稚園・こ ども園における障 がいのある子ども の受け入れ促進	保育施設等における障がいのある子どもの 受け入れを促進するとともに、障がい児対応 の知識や技術の向上を図るため、職員研修の 充実を図ります。	子ども子育て課
2	通園相談事業の充 実	育児不安や養育力不足の早期発見のため、家庭 児童相談室*と保育園・幼稚園・こども園とが相 互に連携して早期療育・早期支援につなげる相 談体制の充実を図ります。	福祉こども相談 センター
3	療育教室の充実	遊びを通して親子の関わり方を学び、子ども の健やかな成長発達を促すため、必要な専門 職を確保し、療育教室の充実を図ります。	福祉こども相談 センター

No.	事業・取組	方針	所管課等
4	保育園・幼稚園・こ ども 園巡回療育相 談の充実	専門的な判断や支援を必要とする子どもの ための支援を行うとともに、保育士などの発 達支援に対するスキルアップを図ります。	福祉こども相談 センター 健康推進課
5	療育相談等の広報 と利用の促進	各種幼児健診において、支援の必要な子ども の保護者に療育相談を紹介し、保護者の気持 ちに寄り添いながら利用を勧めていきます。	健康推進課
6	妊産婦・乳幼児家庭 訪問事業の充実	育児不安や養育力不足の早期発見のため、関係課で連携し、全ての初妊婦、出生児及び産婦に対し家庭訪問を実施し、早期支援に努めます。	健康推進課
7	保健所との連携の充実	保健所との情報共有を図り、必要な支援につ なげるとともに、発達相談の実施を依頼し、 相互の技術向上に努めます。	福祉こども相談 センター 健康推進課

施策3 インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実

共に学び共に育つ場を充実させるため、特別支援学校*の児童生徒との交流活動や インクルーシブ教育*の充実を図るとともに、学校において、人権教育を充実します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	人間尊重と心の教 育の推進	学校において、人間尊重の精神を基盤にした 人権教育を充実します。また、教職員を対象 に、人権尊重や心の教育に対する理解・啓発 を進めるための研修会や講演会を実施しま す。	学校教育課
2	特別支援教育*・インクルーシブ教育の推進	通常学級在籍児童と支援学級在籍児童との 交流や共同学習を意図的に行います。また、 特別支援学校の児童生徒と交流籍を活用し た交流活動を実施し、インクルーシブ教育の 推進を図ります。	学校教育課



基本方針3 保健・医療・福祉サービスの充実

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)	根拠
健康診断やがん検診、歯科検診など 年1回以上受診している人の増加	57.5%	65.0%	アンケート調査結果 (障がい者)
福祉サービスを知らない人の減少	24.9%	20.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

[※]アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 医療の充実と保健・医療・福祉の連携

重度障がいや発達障がい*のある人が地域で安心して適切な医療が受けられるよう、 各機関との連携体制を構築します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	自立支援医療*の実 施	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通 院医療)の事業を実施します。	社会福祉課
2	重度障害者(児)医療費助成事業*の実施	対象者及び関係医療機関等への周知を徹底し、助成事業を実施します。	社会福祉課
3	精神障害者医療費 助成事業*の実施	対象者及び関係医療機関等への周知を徹底し、助成事業を実施します。	社会福祉課
4	救急医療体制の充 実	医師会や医療機関の協力を得て、夜間や休日 の救急医療体制の充実に努めます。	健康推進課
5	在宅訪問歯科支援 の実施	通院治療が困難な方が在宅での歯科診療を スムーズに受けられるよう、事業の周知に努 めます。	健康推進課
6	精神科デイケア*の情報提供	日常生活を充実させるため、病院と連携し、 ケア会議*等を通じて精神科デイケアの情 報提供に努めます。	福祉こども相談 センター

施策2 健(検)診・健康相談の体制の充実

障がいのある人の生活習慣病*などを予防するため、健 (検) 診や健康相談を利用し やすい体制を整えます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	生活習慣病予防の ための健(検)診及 び生活改善指導の 充実	健(検)診機関や福祉事業所等と連携し、障がいのある人が健(検)診や保健指導を受けやすい体制を整えます。	国保年金課健康推進課
2	食生活等に関する 啓発	市の健康増進計画及び食育推進計画に基づき、健康づくりのための食生活等について、 きめ細かい啓発に努めます。また、障がい者 通所施設が行う食育推進事業を支援します。	健康推進課
3	生きがいづくりリ ーダーの育成・活動 支援	生きがいづくりリーダーが地域活動を進める際に、障がいのある人に配慮した活動がされるよう支援します。	健康推進課
4	健康相談事業の充 実	障がい者通所施設や相談支援事業所*等と連携し、障がいのある人への健康相談を実施します。また、精神疾患の早期発見や自殺予防のための、こころの健康相談の充実を図ります。	健康推進課

施策3 福祉サービスの充実

支援制度や福祉サービスの周知を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう提供体制の充実を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	訪問看護ステーション*の活用	対象者及び関係機関等へ訪問看護や難病* 患者介護家族リフレッシュ事業*の周知を 図り、活用を促進します。	社会福祉課
2	医療的ケア*を支援 する基盤の確保	既存の福祉施設等に対し、医療的ケアや重度 心身障がい児者への対応強化を促すととも に、圏域内・県内市町と基盤の確保に向けた 調整を進めます。	社会福祉課
3	福祉サービスの周知	福祉サービスを必要とする人が必要なとき に利用できるよう、制度やサービスの内容を 分かりやすく情報提供します。	社会福祉課
4	作業所自主製品の 販路拡大	福祉事業所における障がいのある人の就労機会の創出や工賃の増額を図るため、作業所自主製品の販路拡大、常設販売等を支援します。	社会福祉課

No.	事業・取組	方針	所管課等
5	物品調達の推進	「障害者優先調達推進法*」に基づき福祉事業所から物品・役務を調達することで、福祉事業所の工賃の向上に努めます。	社会福祉課
6	緊急通報システム の導入促進	障がいのある人の世帯への導入について、ケア会議*等でニーズを把握し、関係課と必要性を検討します。	社会福祉課 長寿介護課
7	障害者自立支援給 付事業の実施及び 適正化	公平で透明性のあるサービスの支給決定を 行うとともに、サービスの適正化に努めま す。また、サービスの提供基盤の確保と質の 向上に努めます。	社会福祉課
8	地域生活支援事業の実施及び適正化	訪問入浴サービスなど利用者の状況に応じた 柔軟な事業を実施し、対象者及び関係機関等 へ周知します。また、事業実施体制の確保と質 の向上に努めます。	社会福祉課

施策4 障がいと介護の円滑な連携

障がい福祉サービスから介護サービスへの移行がスムーズに進むよう、各機関と連 携を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	高齢者福祉部門と 障がい者福祉部門 の連携	高齢者障害者連絡会やケア会議を通じて、特性や制度等の相互理解に努めます。	社会福祉課 長寿介護課
2	介護保険制度*への 円滑な移行	介護保険制度への移行を円滑に進めるため、 障がい・高齢双方の相談員や市が連携し、制 度の周知に努めます。	社会福祉課

施策5 行政課題への取組

国、県等の施策に伴う新たな課題について、関係機関と連携して取り組みます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	精神障がいにも対 応した地域包括ケ アシステムの構築	市に保健、医療、福祉関係者による協議の場 を設置し、「精神障がいにも対応した地域包 括ケアシステム*」の構築に向けた話し合い や取組を進めます。	福祉こども相談 センター
2	地域生活支援拠点* 等の整備	地域生活支援拠点の5つの機能のうち、優先的に整備した「緊急時の受入・対応」の体制強化を図るとともに、その他の機能(相談、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の整備を進めます。	社会福祉課 福祉こども相談 センター

No.	事業・取組	方針	所管課等
3	児童発達支援センター*の機能確保	障がい児支援の中核機関となる児童発達支援センターの機能を既存の体制で確保するため、関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課
4	保育所等訪問支援 を利用できる体制 の構築	保育所等訪問支援を有効に活用し、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所や学校との協議を進めます。	社会福祉課
5	主に重症心身障がい*児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障がい児や医療的ケア*が必要な子どもを支援する、児童発達支援事業所の確保について、志太榛原圏域内市町との調整を図り、利用可能なサービスを確保します。	社会福祉課
6	医療的ケア児支援 のための関係機関 の協議の場の設置	障害者自立支援ネットワーク*に重症心身 障がい児者支援部会を設置し、医療的ケア児 等コーディネーターの配置促進のほか、医療 的ケア児支援の取組を進めます。	社会福祉課
7	指定管理施設における公共施設マネジメントの推進	老朽化が進む指定管理施設の3施設(つくしの家・つくしホーム・こづつみ作業所)の維持管理方法について、長期的視点による検討を行います。	社会福祉課
8	障がい福祉人材の 確保と定着	障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的 な職場であることを発信するほか、専門性を 高めるための研修を実施します。	社会福祉課 福祉こども相談 センター

基本方針4 権利擁護*の充実

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)	根拠
差別や虐待を受けたことがある人 の減少	9.5%	5.0%	アンケート調査結果 (障がい者)
成年後見制度*の認知度の向上	24.0%	35.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

[※]アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 相談機関の周知と連携体制の強化【重点】

障がいのある人のニーズ等に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知を図り、利用しやすい相談窓口を目指すとともに、各相談機関の連携によって支援体制を強化します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	相談及び生活支援 の充実	本人・家族の意向を確認しながら、個々のケースに応じた生活支援や福祉サービス等の相談を行います。また、幅広い相談に対応できるよう、市の相談員や相談支援専門員*の質の向上に努めます。	福祉こども相談 センター 社会福祉課
2	相談窓口の周知	相談窓口の周知を図るため、手帳交付時に委託相談支援事業所*や障害者相談員*の紹介をするなど、情報提供の充実に努めます。	社会福祉課 福祉こども相談 センター
3	家庭児童相談室*の周知と機能の充実	家庭における適正な子どもの養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため、相談窓口の周知と支援の充実を図ります。	福祉こども相談 センター
4	要保護児童等対策 地域協議会*の充実	牧之原市要保護児童等対策地域協議会において、子育て支援連絡会を定期的に開催します。また、個別ケース検討会議を随時開催するとともに、関係機関との連携を密にし、総合的に処遇困難ケースに対応します。	福祉こども相談 センター
5	保健所と連携した 総合相談等の充実	保健所が行う精神障がい者保健福祉相談や保健所総合相談(一般、アルコール、認知症等)に関して、協力・連携します。また、引きこもり対策についても、家族などへの相談支援を重点とし、保健所と協力・連携して取り組みます。	福祉こども相談 センター

No.	事業・取組	方針	所管課等
6	相談支援体制の充 実	市、相談支援事業所*、障害者相談員*、地域の相談役等の連携を一層強化し、重層的な相談支援体制づくりに努めるとともに、それぞれの役割を明確にします。また、新たな相談支援事業所の確保とともに、中核的な役割を担う基幹相談支援センター*の機能強化を図ります。	福祉こども相談 センター
7	ピア*の育成	同じ問題や境遇にある当事者が対等な関係性の仲間としてお互いに支え合えるよう、障害者自立支援ネットワーク*等を通じてピアの育成を行います。	福祉こども相談 センター
8	障害者自立支援ネットワークの充実	障害者自立支援ネットワークにおいて、地域 課題について話し合い、解決に向けて事業 所、ピア等と市が連携するように努めます。	社会福祉課 福祉こども相談 センター

施策2 権利擁護事業の推進

本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう、権利擁護事業(成年後見制度*や日常生活自立支援事業*)の普及、啓発活動及び利用促進を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	権利擁護事業の周知と利用促進	障がいのある人の権利を守るため、日常生活 自立支援事業*及び成年後見制度を周知し、 利用を促進するとともに必要に応じて成年 後見制度市長申立てにより支援します。	福祉こども相談 センター
2	権利擁護体制の充 実	成年後見サポートセンターと市が協働し、権 利擁護体制の充実を図ります。	社会福祉協議会 福祉こども相談 センター



施策3 虐待の防止

障がいのある人の虐待防止の体制を強化し、周知、啓発活動を進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	虐待防止に関する 周知、啓発	障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、 ポスターや市ホームページ等で市民へ啓発 するとともに、市民や事業所への予防のため の研修等を行い、虐待のない地域づくりに努 めます。	福祉こども相談 センター
2	虐待発生時の体制 整備の充実	虐待が発生した場合には、マニュアルに従い、虐待者・被虐待者の双方に対応し、再発防止に努めます。また、必要に応じて相談支援事業所*等と連携し、支援します。	福祉こども相談 センター

施策4 差別の解消・合理的配慮の推進

障がいのある人の差別解消に向けた積極的な広報、啓発活動とともに、行政等において合理的配慮*の提供に努めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	差別解消法の啓発 や相談窓口の周知	障がいを理由とする差別の解消について、市 民の理解と関心を高めるため、広報等による 周知や研修等による啓発を行います。	社会福祉課
2	差別解消支援地域 協議会*の充実	障害者自立支援ネットワーク*に設置した協議会において、差別事例の共有、効果的な法の周知方法や研修について協議し、差別解消支援地域協議会の機能の充実を図ります。	社会福祉課
3	市役所における合 理的配慮の提供の 充実	誰もが安心して市役所を利用できるよう、対 応要領に基づいた合理的配慮を提供します。	社会福祉課

基本方針5 雇用・就労の促進

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)	根拠
仕事の悩みや困っていることはな い人の増加	38.5%	45.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

[※]アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 障がいのある人と企業との相互理解の促進

障がいのある人と企業との相互理解を深め、雇用・就労しやすい環境づくりに取り 組みます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障害者雇用の実態 把握	障害者自立支援ネットワーク*しごと部会において障害者雇用を実践している企業を見学し、企業のニーズや配慮の状況を把握することで、関係者の理解の促進を図ります。	社会福祉課
2	企業等への福産品 のPR支援	福祉事業所が自主製品等の福産品を企業や 地域にPRする機会を創出します。	社会福祉課
3	企業と福祉事業所 による合同研修会 の実施	雇用側と就労側とがぞれぞれの障害者雇用 における困りごとや悩みごとを共有する研 修会を開催し、相互理解の促進を図ります。	社会福祉課
4	産業雇用支援ネットワーク会議	市、ハローワーク、教育機関、企業等の関係機関による会議を開催します。それぞれの立場で情報共有や意見交換をすることにより、障害者雇用を含め、雇用に関する一層の理解と連携を深めるとともに、課題解決の場として活用します。	商工観光課





ドリームまきのはら

施策2 雇用・就労定着の促進

障がいのある人と企業が安心して雇用関係を継続できるよう、障がいの特性に応じた支援を受けられる体制の充実を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	就労定着に向けた 支援体制の充実	ケア会議*等を通して、企業や関係機関との 連携を図り、就労後の支援を継続し、就労の 定着を推進します。	社会福祉課
2	一般就労への移行促進	ケア会議等において、一般就労が見込まれる 障がいのある人に対して、関係機関と連携し ながら円滑に一般就労へ移行できるよう取 り組みます。	社会福祉課
3	市内企業現地見学会	高校・大学・障がい者支援施設の担当者を対象とした市内企業現地見学会を開催し、企業と障がい者支援施設の担当者とのマッチングを行います。	商工観光課



基本方針6 生活環境の整備

【数值目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)	根拠
外出で困ったり、不便に感じたりす ることが特にない人の増加	46.0%	55.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

[※]アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 生活環境のバリアフリー化の推進【重点】

障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できる環境づくりのため、 施設等のバリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*化を推進します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	教育施設の整備促 進	「静岡県福祉のまちづくり条例*」に適合する学校施設整備を計画的に推進するとともに、既存施設のバリアフリー化に努めます。	教育総務課
2	福祉施設の整備促 進	利用に配慮した表示や手すりの設置等、福祉 施設の環境整備に努めます。	社会福祉課
3	庁舎・コミュニティ センターの整備促 進	利用に配慮した表示や手すりの設置等、庁舎・コミュニティセンターの環境整備に努めます。	管理検査課
4	住宅改修費給付事 業の実施	対象者や関係機関への周知を徹底し、事業を実施します。	社会福祉課
5	補装具*・日常生活 用具*の利用促進	日常生活を円滑にするための補装具や日常 生活用具給付事業の周知を図り、利用の促進 を図ります。	社会福祉課
6	公園施設の整備促 進	障がいのある人もない人も安全に利用できるよう危険個所の修繕や新たな施設、設備の 導入を検討し、公園整備を進めます。	公園公共建築課





庁内バリアフリーの取組

No.	事業・取組	方針	所管課等
7	バリアフリー*のた めの道路の整備	幹線道路の主要交差点部に点字ブロック* を設置するほか、段差の解消を図ります。また、道路パトロールにより、歩道上の不法占 拠物や放置自転車の撤去を進め、歩行空間の 確保に努めます。	建設課
8	公営住宅の生活弱者(障がいのある 人・高齢者)向け整 備検討	「牧之原市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、生活弱者に対する住宅のバリアフリー化 を進めます。	都市住宅課
9	宅地建物取引業協 会との連携	障がいのある人が、希望する住宅を円滑に探 せるよう宅建協会と連携を図ります。	福祉こども相談 センター

施策2 移動・交通手段の確保

障がいのある人が安心して外出することができるよう、移動・交通手段の確保・充 実を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	デマンド型乗合タ クシー*等の運行	高齢者、障がいのある人等の交通弱者の移動 手段を確保するため、デマンド型乗合タクシ 一の利便性向上に取り組みます。	地域振興課
2	移動支援事業の実 施	屋外での移動が困難な障がいのある人の社 会生活に必要な外出や余暇活動のための外 出をヘルパーにより支援します。	社会福祉課
3	重度心身障がい者 への通院移送費の 助成	重度心身障がい者の医療機関への通院にお けるタクシー料金の一部を助成します。	社会福祉課



基本方針7 防災・防犯の体制整備

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)	根拠
災害時要配慮者避難支援計画の認 知度の向上	26.0%	35.0%	アンケート調査結果 (障がい者)
地域防災訓練に参加したことがあ る人の増加	64.6%	70.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

[※]アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 地域の人とのつながりづくり

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う地域づくりを進めるため、障がいのある人の防災意識の高揚と防災訓練への参加促進を図り、顔の見える関係づくりを進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がいのある人へ の防災知識の普及	障害者団体連絡会や障害者自立支援ネット ワーク*等を通じて、防災に関する情報を提 供するほか、防災知識の普及を図ります。	危機管理課 社会福祉課
2	障がいのある人の 防災訓練への参加 促進	参加しやすい防災訓練を実施するとともに、各地区の防災訓練への参加を促します。	危機管理課 社会福祉課
3	災害に備えるため の地域・福祉関連機 関・行政機関の連携 体制の強化	障害者自立支援ネットワークに防災部会を 置き、障がいのある人、地域、福祉関連機関、 行政機関等が連携して防災対策を推進しま す。	社会福祉課





防災訓練の様子

施策2 障がいのある人にも対応した防災体制の整備【重点】

災害時に避難することができ、安心して避難生活ができるようにするために、障がいの種別や状態、特性などに対応した防災体制の整備を進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	災害時要配慮者避 難支援計画への理 解促進	市民及び関係者に対し災害時要配慮者避難 支援計画の目的や内容を周知するとともに、 理解の促進を図ることで、助け合いの体制づ くりを進めます。	社会福祉課
2	避難行動に支援が 必要な人の支援体 制整備	自力での避難が困難な人の避難確保を図る ため、福祉専門職と地域住民とが連携して個 別避難計画を作成できる体制づくりを進め ます。	社会福祉課
3	避難所への障がい のある人に必要な 資機材の整備	各避難所に障がい者用の仮設トイレを計画 的に整備します。	危機管理課
4	医療行為を必要と する障がいのある 人への支援	三師行政連絡会の災害対策関係部会において、「牧之原市医療救護計画」の見直しに併せ、関係機関と連携して災害時において医療行為を必要とする人の支援体制を検討します。	健康推進課
5	災害時の企業による支援・協力体制の 確立	災害時における企業の支援体制や方法について、企業と協議し、協力体制の確立を図ります。	危機管理課
6	災害ボランティア コーディネーター の育成	災害ボランティアセンターの運営支援など で活躍する災害ボランティアコーディネー ター*を育成します。	社会福祉協議会
7	災害時のボランティア支援体制の確 立	災害時の障がいのある人に対するボランティア*の体制づくりについて、社会福祉協議会*、ボランティア団体、市と連携し、協議・検討します。	社会福祉協議会 社会福祉課
8	福祉避難所*の整備 促進	福祉施設との協定により、福祉避難所を確保 するとともに、対象施設に必要な資機材や備 蓄品を整備します。	社会福祉課 危機管理課
9	福祉避難所の運営 体制強化	福祉避難所開設マニュアルを整備し、対象施設や地域と連携した福祉避難所運営訓練を実施し、運営体制の強化を図ります。	社会福祉課

施策3 福祉事業所等における防犯体制の整備促進

地域で安心・安全な日常生活を送るために、障がいのある人の防犯意識を高めるとともに、福祉事業所等における防犯体制の整備を進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がいのある人へ の防犯知識の普及	福祉事業所や障がい者団体等を通じて、防犯 情報を発信し、防犯知識の普及を図ります。	危機管理課
2	消費者としての障 がいのある人の保 護の推進	民生委員児童委員*や相談支援専門員*、ホームヘルパー*などに対して、障がいのある人の消費者トラブルへの気付きを促す取組を行います。また、トラブルを発見した場合の対応に関する情報を提供します。	社会福祉課

基本方針8 情報アクセシビリティ・コミュニケーション の充実

【数值目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)	根拠
福祉に関する情報の入手について 困っていない人の増加	40.4%	50.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

[※]アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備

誰もが必要な行政サービスや生活に関わる情報を得られるよう、アクセシビリティ の向上など障がい特性、年齢等に配慮した情報提供の整備を進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がい者支援に関 する制度の周知	各法律に基づく支援制度や市独自の事業の ほか、民間事業者等によるサービスの内容 を、障がいの種類や程度に応じて分かりやす く情報提供します。	社会福祉課
2	災害情報配信サー ビス等の利用促進	個々の状況に応じた情報サービス(防災ラジオ、緊急速報メール等)の利用を促進します。	危機管理課
3	ファックス 110 番・ 119 番・NET119*の利 用促進	火災等緊急時への対応として、ファックス 110 番やファックス 119 番、NET119 の周知を 図り、利用を促進します。	社会福祉課
4	声の広報の実施	広報まきのはら及び市議会だより音訳ボランティアの協力により音声録音し、必要な人に提供します。	社会福祉課
5	音声コードの導入	印刷物の文字情報を音声情報として提供可能な音声コードを導入し、市からの通知やリーフレット等に印刷して活用します。	社会福祉課
6	アクセシビリティ の向上推進	市のホームページ等における音訳ソフト対 応などの取組を進めます。また、広報紙の音 声化の取組を継続します。	情報交流課
7	行政手続き等のオ ンライン化の推進	電子申請システムを使用した利用のほか、障がいのある人が簡単に申請できる環境整備を進めます。	デジタル推進課
8	情報の提供と受信 の充実	市のホームページなどを活用し、生活に必要な情報を迅速に発信するとともに、 意見・要望を収集できるような情報受発信機能を強化します。	情報交流課

施策2 意思疎通支援の充実

視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や状況に応じたコミュニケーション手段 の確保を図るため、手話、要約筆記、点訳、代筆、音声訳、UDフォント等の意思疎 通支援を充実します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	意思疎通支援に関わる人材の養成	手話奉仕員*の養成を行います。また、点訳 奉仕員*や朗読奉仕員*等養成・確保に努め ます。	社会福祉課
2	意思疎通支援事業 の実施	手話通訳者*及び要約筆記者*の派遣事業により意思疎通を支援し点訳、代筆、音声訳、UDフォント等の利用拡大に努めます。	社会福祉課
3	情報通信機器の利 用方法習得支援	情報通信技術を活用した意思疎通を支援するため、情報通信機器の利用方法を学ぶ研修会を実施します。	社会福祉課



手話奉仕員養成講座の様子①



手話奉仕員養成講座の様子②

基本方針9 文化芸術活動・スポーツの振興

【数值目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和 11 年度)	根拠
障がいのある人のスポーツ施設利 用者数の増加	_	200人	多目的体育館の利用 者数
文化芸術活動・スポーツを通じた交 流の機会の増加	2 回	6 回	文化芸術行事、パラス ポーツ大会などでの 交流回数

施策1 文化芸術活動の促進

障がいのある人の社会参加を促進するため、文化、芸術を通じた交流機会の充実と ともに、文化芸術活動の促進を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	文化、芸術を通じた交流の促進	福祉事業所の利用者や特別支援学校*の生徒等の作品展示や文化、芸術イベントへの参加促進を図り、交流の機会を創出します。	社会福祉課
2	文化芸術活動の促 進	「文化協会」や「まきのはら塾」などへ学習 活動意欲のある人が参加する際の支援をし ます。	社会教育課

施策2 スポーツの振興【重点】

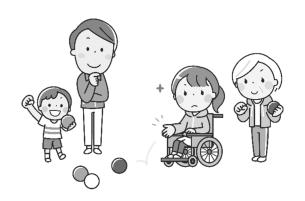
障がいのある人の社会参加を促進するため、スポーツを通じた交流機会の充実とパラスポーツの普及・推進に努めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がいのある人の スポーツ機会の充 実	スポーツ協会等と連携し、施設の有効利用を 図りつつ、障がいのある人のスポーツの機会 を増やすよう取り組みます。	スポーツ推進課
2	スポーツ介助ボラ ンティアの育成	スポーツ推進委員、まきスポ、スポーツ協会 職員、市職員のスポーツ介助ボランティアの 育成を図ります。	スポーツ推進課

No.	事業・取組	方針	所管課等
3	スポーツ大会への 参加促進	社会福祉協議会*、各種福祉団体等と連携して、障がいのある人の各種スポーツ大会(「ふれあいスポーツ大会」、県「身体障がい者スポーツ大会」等)への積極的な参加を促進します。	社会福祉課
4	障がいのある人の スポーツ施設の利 用促進	障がいのある人のスポーツ施設の利用促進 を図ります。	スポーツ推進課
5	パラスポーツの普 及・推進	パラスポーツの体験会や講習会を開催し、パ ラスポーツの普及・推進を図ります。	スポーツ推進課
6	スポーツを通じた 交流の促進	市内で開催されるスポーツイベントへの福 祉事業所の参加促進を図り、交流の機会を創 出します。	社会福祉課



パラクライミング世界選手権の様子





第7期障がい福祉計画・第3期障が い児福祉計画

1 計画の成果目標と活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障がい児支援の提供体制等を整備する必要があります。この計画においては、令和8年度を目標年度として、国の指針を踏まえた上で、第6期計画の実績や地域の実情に応じて、次のような目標数値等を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

国は、令和8年度末における地域生活に移行する者の数値を設定するにあたり、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行し、施設入所者の5%以上が減少することを基本に、地域の実情やこれまでの実績を踏まえて目標を設定するよう求めています。

【目標設定の考え方】

- (ア)入所者数(A)の数値について、令和5年3月末を基準日として、令和8年度の目標値を設定することとされており、令和5年3月末の入所者数は、45人となっております。
- (イ) 令和8年度入所者数(B) は、地域移行が見込まれるものや通過施設を利用するものなどを見込み、国の指針(5%以上の減少)に合わせて、3人減の42人と設定しました。
- (ウ) 地域移行者数についても、令和5年3月末の入所者のうち、地域移行が見込まれる ものとして、国の指針(6%以上の移行)を上回る3人に設定しました。

成果目標	数值	考え方	
入所者数(A)	45 人	令和5年3月末の数	
令和8年度 入所者数(B)	42 人	令和8年度末時点の利用人数を見込む	
【目標値】 削減見込 (B-A)	3人	差引増減見込数	
【目標值】 地域移行数	3人	令和8年度末までに施設から地域移行する者 の数(累計)	

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築 ——

【目標設定の考え方】

協議の場は、障害者自立支援ネットワーク*「地域移行・地域定着支援部会」として設置済であり、今後も継続的に実施します。

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

活動指標	目標	考え方
令和6~8年度における協議の場の設 置	市単独で設置済	地域移行・地域定着支援部会 における協議を継続します。

② 市町村の協議の場における活動

活動指標		目標		
<u> </u>		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重層的な連携による支援 体制を構築するために必 要な協議の場の開催回数		6	6	6
重層的な連携による支援 体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数	開催回数	1	1	1
重層的な連携に よる支援体制を 保健	参加者数 (人)	2	2	2
構築するために 医療 必要となる、保 (精神科)	参加者数 (人)	1	1	1
健、医療、福祉、 介護、当事者及 福祉	参加者数 (人)	11	11	11
び家族等の関係 者ごとの参加者 当事者 数	参加者数(人)	2	2	2

(3)地域生活支援の充実

【目標設定の考え方】

地域生活支援拠点*が有する機能のうち、「緊急時受入・対応」機能については、令和3年度に整備済となっています。このほか、令和8年度末までに「相談」機能、「体験の機会・場」機能を拡充することを目標とします。

また、令和8年度にコーディネーターを配置し、機能の充実を図るほか、強度行動障害を 有する障がいのある人の支援体制を整備します。

なお、国の指針において年1回以上必要とされる運用状況の検証及び検討については、年 2回以上の実施を目標として設定します。

① 地域生活支援拠点等の確保

成果目標(国指針)	目標	考え方
令和8年度末までに地域生活支援拠点	市単独で1個所整備済	確保済の機能以外の機能
等を整備	(令和3年度)	拡充を進めます。

② 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

活動指標			目標	
/		令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置 人数	人数 (人)	0	0	1
機能の充実に向けた支援 の実績等を踏まえた検証 及び検討を行う場(牧之原 市障害者自立支援ネット ワーク*)の年間実施回数	実施回数(回)	2	3	4

③ 強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実

成果目標(国指針)	目標	考え方
令和8年度末までに強度行動障害を有する障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	令和8年度までに市 単独で整備予定	障害者自立支援ネットワーク「相談支援部会」において、支援ニーズを整理し、関係機関との連携体制を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

国は、福祉施設から一般就労への移行等について、地域の実態などを踏まえて以下を基本として令和8年度の目標値を設定するよう求めています。

項目		基本とする目標
福祉	上施設から一般就労への移行	令和3年度実績の1.28倍以上
	就労移行支援により一般就労移行	令和3年度実績の1.31倍以上
	就労継続支援A型事業所により一般就労移行	令和3年度実績の1.29倍以上
	就労継続支援B型事業所により一般就労移行	令和3年度実績の1.28倍以上
就党	台定着支援事業の利用者数	令和3年度実績の1.41倍以上
就党		利用終了者に占める一般就労移行率が 5割以上の事業所が全体の5割以上
就党	分定着支援事業所の定着率	就労定着率が7割以上の事業所が全体 の2割5分以上

【目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労への移行者数は、就労移行の促進を図る観点から、国の基本指針を 上回る目標値を設定します。

また、就労定着支援事業の利用者数は、令和5年度の利用実績を踏まえて設定します。

	項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標値
福祉	上施設から一般就労への移行者数	3人	8人 (2.67倍)
	就労移行支援による一般就労移行者数	0人	2人
	就労継続支援A型事業所による一般就労移行者数	0人	2人
	就労継続支援B型事業所による一般就労移行者数	3人	4人 (1.33倍)
就知	台定着支援事業の利用者数	0人	4人
就知	台移行支援事業所の就労率5割以上の事業所割合	_	_
就党	台定着支援事業所の定着率7割以上の事業所割合	100% (1 事業所)	100% (1 事業所)

(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

【目標設定の考え方】

児童発達支援センター*については、未設置であるが、市内の児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所*、保育所等訪問支援事業所と連携を図ることにより機能確保しています。

また、障がい児の地域社会への参加・包容の推進、重症心身障がい*児者を支援するサービス事業所の確保のほか、医療的ケア児等を支援する体制を整備します。

① 児童発達支援センターの設置

成果目標(国指針)	目標	考え方
令和8年度末までに児童発達支援センターを設置	機能確保済	既存の事業所との連携により センター機能を確保します。

② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

成果目標(国指針)	目標	考え方
令和8年度末までに保育所等訪問支援 を活用しながら障害児の地域社会への 参加・包容(インクルージョン)を推 進する体制構築		保育所等訪問支援サービスの 活用促進を図り、保育所、学 校等におけるインクルージョ ンを推進します。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

成果目標(国指針)	 目標 	考え方
令和8年度末までに主に重症心身障害 児を支援する児童発達支援事業所を確 保	令和8年度までに 確保	市内事業所へのサービス提供 体制を働きかけるほか、近隣 市町との調整を図ります。

④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標(国指針)	目標	考え方
令和8年度末までに主に重症心身障害 児を支援する放課後等デイサービス事 業所を確保	他市町の事業所に より確保済	近隣市町の事業所との調整を 図り、事業所を確保します。

⑤ 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議 の場設置

成果目標(国指針)	目標	考え方
令和8年度末までに医療的ケア児支援 のための協議の場の設置	設置済	障害者自立支援ネットワーク*「重症心身障がい児者 支援部会」にて協議します。

⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

成果目標(国指針1以上)		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディ	人数	2	າ	1
ネーターの配置数	(人)	2	3	4

(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

【目標設定の考え方】

基幹相談支援センター*は、圏域内の二市二町による共同設置とし、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化のほか、関係機関等の緊密化を通じた地域づくりを進めます。

また、地域づくりを進める協議会(障害者自立支援ネットワーク*)の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じたサービス基盤の開発、改善を行う体制の強化を図ります。

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

●基幹相談支援センターの設置

成果目標(国指針)	目標	考え方
令和8年度末までに基幹相談支援セン ター設置	共同設置済 (島田市、吉田 町、川根本町)	引き続き二市二町共同設置と し、機能強化を図ります。

成果目標		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターに おける主任相談支援専門 員*の配置数	人数 (人)	2	2	2

●地域の相談支援事業所*に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

活動指標		目標		
/	冶 期相標		令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターに よる指導・助言件数	件数 (件)	14	14	14

●地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

活動指標			目標 会和名在度	
<u>冶</u> 製拍 惊		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターに よる支援件数	件数 (件)	36	36	36

●地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

洋新北地			目標	
活動指標		令和6年度 令和7年度 令和8年		令和8年度
基幹相談支援センターに	回数	6	6	6
よる実施回数	(回)	0	0	0

●基幹相談支援センター*による個別事例の支援内容の検証の実施回数

洋利北海			目標	
活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターに	回数	36	36	36
よる実施回数	(回)	30	30	30

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

成果目標	目標	考え方
協議会において、個別事例の検討を通 じた地域サービス基盤の開発・改善等 を行う取組の実施及び体制確保	体制強化	個別支援会議における課題を整理し、障害者自立支援ネットワーク*において必要なサービス基盤の検討を行います。

活動指標		目標			
	<u> </u>		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	相談支援事業所*の参画に 回数 よる事例検討実施回数 (回)		4	6	6
	参加事業者・機関数		4	5	5
協議会の専門部会の設置 設置数 数 (件)		4	4	6	
	実施回数		6	6	6



(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目標設定の考え方】

市職員が障害者総合支援法*の具体的内容を理解しつつ、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とするサービス等が利用できているかの検証を行うため、職員の資質向上を図ります。

① 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

成果目標	目標	考え方
障がい福祉サービス等の質の向上を図 るための取組に係る体制の構築	令和6年度に確保	担当職員の研修受講やサー ビス利用状況の分析が実施 可能な体制を確保します。

② 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組

●県が実施する障がい福祉サービス等に関わる研修の市町村職員参加人数

汗新护 描		目標		
活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援従事者初任者研	人数	1	1	1
修の参加人数	(人)	l	I	I
障害支援区分認定調査員	人数	1	1	1
研修の参加人数	(人)	l	I	I

●システム等での審査結果分析・共有等

活動指標	目標	考え方
障害者自立支援審査支払等システム等 による審査結果を分析してその結果を 活用し、事業所や関係自治体等と共有 する体制の構築時期	令和7年度に確保	自立支援審査支払システム の審査結果のほか、国の障 害福祉サービスデータベー スから得られるデータ帳票 を活用し、利用サービスの 分析を行います。

活動指標			目標	
冶到拍捺		令和6年度 令和7年度 令和8年度		令和8年度
共有を実施する回数	回数(回)	0	1	1

2 障がい福祉サービス等の実施と見込量

第7期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等について、利用実績と障がいのある人の意向等を踏まえて、種類ごとに必要な量の見込みを設定します。

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、買い物、調理等の家事 援助、通院等の通院介助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護及び外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行 し、移動介護などを行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人が行動 をするときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動介護 を行います。
重度障害者等包括 支援	常時介護が必要な人で、意思疎通を図ることが困難な人に、居宅介護 等複数のサービスを包括的に行います。

【実績】 (一月当たり)

佰日		実	績 見込	
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中人#	実利用者数 (人)	52	45	58
居宅介護	延利用時間 (時間)	526	458	467
手庇 計即入業	実利用者数 (人)	1	1	1
重度訪問介護 	延利用時間 (時間)	725	725	725
F3/₩-#	実利用者数 (人)	7	8	8
同行援護	延利用時間 (時間)	32	35	36
行動援護	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用時間 (時間)	0	0	0

項目		実	績	見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括	実利用者数 (人)	0	0	0
支援	延利用時間 (時間)	0	0	0

【見込量】 (一月当たり)

項目		見込		
块日 		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数 (人)	58	58	58
冶七 月	延利用時間 (時間)	467	467	467
手	実利用者数 (人)	1	1	1
重度訪問介護	延利用時間 (時間)	725	725	725
同仁授業	実利用者数 (人)	8	8	8
同行援護	延利用時間 (時間)	37	38	39
行動援護	実利用者数 (人)	0	0	0
1] 到饭陵 	延利用時間 (時間)	0	0	0
重度障害者等包括	実利用者数 (人)	0	0	0
支援	延利用時間 (時間)	0	0	0

【見込量の考え方】

- ・ 居宅介護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は58人、横ばいで推移すると見込み、利用時間は1人一月当たりの平均利用時間8時間により計上します。
- ・ 重度訪問介護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調 査から、利用者数は1人、横ばいで推移すると見込み、利用時間は1人一月当たりの平 均利用時間725時間により計上します。
- ・ 同行援護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は8人、横ばいで推移すると見込み、1人一月当たりの平均利用時間を毎年1時間の増として計上します。

・ 行動援護及び重度障害者等包括支援は、第6期計画の実績から、利用者数の見込みを計 上していませんが、利用希望に応じて円滑に利用できるよう調整します。

【確保のための方策】

- ・ 居宅介護は、市が給付を行っている事業所は6事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。近隣市町の居宅介護サービス提供事業所が廃止し、担い手確保は広域的な課題ですが、引き続き、市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。
- ・ 重度訪問介護は、市が給付を行っている事業所は1事業所ですが、市内には事業所がない状況です。引き続き、近隣市町のサービス事業所との連携を図ります。
- ・ 同行援護は、市で給付を行っている事業所は4事業所ですが、うち2事業所が市内の事業所です。引き続き、市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。
- ・ 行動援護は、市内にサービス提供事業所が1事業所あります。必要に応じてサービスが 利用できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。
- ・ 重度障害者等包括支援は、市内にサービスを提供できる事業所がない状況ですが、必要 に応じてサービスが利用できるよう、サービス提供が可能な県内の事業所との調整を 図ります。
- ・ 障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、従事者の確保や研修を通じた質の向 上など、事業所に適切なサービスの提供を働きかけていきます。

② 日中活動系サービス及び短期入所

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、日中における食事、排せつ 等の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供 します。
自立訓練 (機能訓練・生活 訓練)	入所施設や病院の退所・退院者や特別支援学校*卒業生などを対象に、 一定の期間、地域生活への移行に必要な身体機能や生活能力の向上の ために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新規】	本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できる よう支援を行います。(令和7年10月から開始)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、事業所における作業や企業にお ける実習及び適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援 を行います。

名称	内容
就労継続支援 (A型)	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するととも に、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するととも に、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約は結び ません)
就労定着支援	一般就労に移行した人について、企業・自宅等への訪問や来所により 生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡 調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	長期入院による医療的ケア*と常に介護を必要とする障がいのある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所 (福祉型・医療 型)	自宅で介護する人が病気の場合やレスパイト*などに、施設において、 入浴、食事、排せつ等の介護等を行います。

【実績】 (一月当たり)

項目		実	績	見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数 (人)	76	80	81
工/11 茂	延利用日数 (日)	1,682	1,766	1,782
自立訓練(機能訓	実利用者数 (人)	0	1	1
練)	延利用日数 (日)	0	13	12
自立訓練	実利用者数 (人)	2	3	4
(生活訓練)	延利用日数 (日)	46	67	80
計 兴矽仁士採	実利用者数 (人)	1	2	5
就労移行支援	延利用日数 (日)	23	45	60
就労継続支援	実利用者数 (人)	26	29	41
(A型)	延利用日数 (日)	561	626	710
就労継続支援 (B型)	実利用者数 (人)	135	161	171
	延利用日数 (日)	2, 623	2,894	2,827
就労定着支援	実利用者数 (人)	3	3	3
療養介護	実利用者数 (人)	8	8	8

項目		実	績	見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
与	実利用者数 (人)	10	5	18
短期入所(福祉型)	延利用日数 (日)	71	43	49
短期入所(医療型)	実利用者数 (人)	1	1	2
	延利用日数 (日)	4	3	6

【見込量】 (一月当たり)

項目			見込		
	タロ カー		令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	活介護	実利用者数 (人)	83	83	85
	.伯月豉	延利用日数 (日)	1,827	1,827	1,873
	うち強度行動障	実利用者数 (人)	9	9	9
	害を有する者	延利用日数 (日)	197	197	197
	うち高次機能障	実利用者数 (人)	2	2	2
	害を有する者	延利用日数 (日)	45	45	45
	うち医療的ケア*	実利用者数 (人)	5	5	5
	を必要とする者	延利用日数 (日)	91	91	91
自	立訓練	実利用者数 (人)	1	1	1
(機能訓練)	延利用日数 (日)	12	12	12
自	立訓練	実利用者数 (人)	4	4	4
(生活訓練)	延利用日数 (日)	80	80	80
就	労選択支援	実利用者数 (人)	ı	4	4
11		実利用者数 (人)	6	7	8
ぶ/L	刀191] 义饭	延利用日数 (日)	72	84	96
就	労継続支援	実利用者数 (人)	47	48	50
(A型)	延利用日数 (日)	833	856	902

項目		見込			
	グロ		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就	労継続支援	実利用者数 (人)	170	165	165
((B型)	延利用日数 (日)	2, 804	2,689	2,689
就	労定着支援	実利用者数 (人)	5	7	9
療	養介護	実利用者数 (人)	8	8	8
. —	· #P 7 =	実利用者数 (人)	20	20	20
为	期入所(福祉型)	延利用日数 (日)	57	57	57
	うち強度行動障	実利用者数 (人)	4	4	4
	害を有する者	延利用日数 (日)	12	12	12
	うち高次機能障	実利用者数 (人)	0	0	0
	害を有する者	延利用日数 (日)	0	0	0
	うち医療的ケア*	実利用者数 (人)	3	3	3
	を必要とする者	延利用日数 (日)	9	9	9
		実利用者数(人)	3	3	3
为	期入所(医療型)	延利用日数 (日)	9	9	9
	うち強度行動障	実利用者数(人)	0	0	0
	害を有する者	延利用日数(日)	0	0	0
	うち高次機能障	実利用者数 (人)	0	0	0
	害を有する者	延利用日数 (日)	0	0	0
	うち医療的ケア	実利用者数 (人)	3	3	3
	を必要とする者	延利用日数 (日)	9	9	9

【見込量の考え方】

・ 生活介護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は83人、ほぼ横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり22日 により計上します。

- ・ 自立生活訓練 (機能訓練) は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した 利用見込調査から、利用者数は1人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当 たり12日により計上します。
- ・ 自立生活訓練(生活訓練)は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した 利用見込調査から、利用者数は4人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当 たり20日により計上します。
- ・ 就労選択支援は、令和7年10月から開始されるサービスで、特別支援学校*卒業者のうち、就労継続支援B型の利用が見込まれる人数として4人を見込みます。
- ・ 就労移行支援は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人増とし、利用日数は1人一月当たり12日により計上します。
- ・ 就労継続支援A型は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見 込調査から、利用者数は毎年1人程度増とし、利用日数は1人一月当たり18日により計 上します。
- ・ 就労継続支援B型は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見 込調査から、利用者数は、令和6年度170人、令和7年度及び8年度は165人を見込み、 利用日数は1人一月当たり17日により計上します。
- ・ 就労定着支援は、第6期及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年2人増とし計上します。
- ・ 療養介護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は8人を計上します。
- ・ 短期入所(福祉型)は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見 込調査から、利用者数は20人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり3 日により計上します。
- ・ 短期入所(医療型)は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見 込調査から、利用者数は3人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり3 日により計上します。

【確保のための方策】

・生活介護は、市が給付を行っている事業所は31事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。市内に整備されている医療的ケア*・重症心身障がい*にも対応した生活介護や 共生型生活介護において、できる限り利用者の希望に添った利用ができるよう、引き続き、サービス提供事業所等との連携を図ります。

- ・ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、市が給付を行っている事業所は1事業所ですが、 市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、サービス提供が継続されるよう県内 のサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 就労選択支援は、今後のサービス提供事業所の整備状況を注視し、利用ニーズに応じて サービス提供体制の確保に努めます。
- ・ 就労移行支援は、市が給付を行っている事業所は2事業所ですが、市内には事業所がな く、市外の事業所に通所している状況です。引き続き、サービス提供が継続されるよう 市外のサービス事業所との連携を図ります。
- ・ 就労継続支援A型は、市が給付を行っている事業所は4事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。第6期計画中に、市内に新規事業所の参入が予定されていますので、利用者の特性や希望に沿った利用ができるよう支援します。また、引き続き、A型から一般就労への移行が進むよう、企業とサービス事業所との連携を強化し支援を行います。
- ・ 就労継続支援B型は、市が給付を行っている事業所は29事業所で、うち10事業所が市内の事業所です。引き続き、B型からの一般就労への移行が進むよう、企業とサービス事業所との連携を強化し支援を行います。また、障害者優先調達推進法*に基づき、事業所からの物品等の調達拡大及び「福祉のお店ドリームまきのはら」の販路拡大の支援に努め、工賃向上を図っていきます。
- ・ 就労定着支援は、市が給付を行っている事業所は2事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。引き続き、一般就労移行者の就労定着が進むよう、サービス事業所と関係機関との連携を強化し支援を行います。
- ・ 療養介護は、市が給付を行っている事業所は4事業所で、市内や近隣には事業所がない 状況です。引き続き、県内のサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 短期入所(福祉型)は、市が給付を行っている事業所は12事業所で、うち市内の事業所 は福祉型が2事業所です。市内に整備された介護保険事業所による共生型短期入所に おいて、できる限り利用者の希望に沿った利用ができるよう、引き続き、サービス提供 事業所等との連携を図ります。
- ・ 短期入所(医療型)は、市が給付を行っている事業所は1事業所で、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、県内のサービス事業所と連携を図ります。また、市内の中核病院で開始した地域包括ケア病棟でのレスパイトケアもサービス基盤の一つとして、提供する医療機関との連携を図ります。

③ 居住系サービス

名称	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日において相談や日常生活上の援助を 行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の 介護等を行います。
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【実績】 (一月当たり)

項目		実	績	見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活介護 (グループホーム)	実利用者数 (人)	41	44	47
うち日中サービ ス支援型	実利用者数 (人)	2	1	6
施設入所支援	実利用者数 (人)	42	45	45
自立生活援助	実利用者数 (人)	4	3	4

【見込量】 (一月当たり)

百日			見込		
	項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	に同生活介護 (グループホーム)	実利用者数 (人)	49	51	53
	うち精神障害者数	実利用者数 (人)	10	11	12
	うち強度行動障害 を有する者	実利用者数 (人)	0	0	0
	うち高次機能障害 を有する者	実利用者数 (人)	2	2	2
	うち医療的ケア* を必要とする者	実利用者数 (人)	0	0	0
	うち日中サービス 支援型	実利用者数 (人)	6	7	7
旅	設入所支援	実利用者数 (人)	44	43	42
É	1立生活援助	実利用者数 (人)	4	4	4
	うち精神障害者数	実利用者数 (人)	3	3	3

【見込量の考え方】

- ・ 共同生活援助は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調 査から、利用者数は毎年2人の増を計上します。
- ・ 施設入所支援は、成果目標に基づき、令和8年度末の利用者数を42人とします。
- ・ 自立生活援助は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は4人を計上します。

- ・ 共同生活援助は、市が給付を行っている事業所は18事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。福祉施設入所者及び精神科長期入院患者の地域生活への移行の受け皿として重要なサービスです。地域生活への移行が適切に進むよう、サービス事業所や相談支援事業所*等との連携を図るとともに、重度の障がいのある人の受け入れが進むよう、引き続き、サービス基盤の確保に努めます。
- ・ 施設入所支援は、市が給付を行っている事業所は20事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。待機者の地域生活継続の可能性を検討し、在宅サービスの充実に努めます。
- ・ 自立生活援助は、市が給付を行っている事業所は市外の1事業所です。地域移行促進の 関連サービスとして重要なサービスです。引き続き、サービス提供が継続されるようサ ービス事業所と連携を図ります。

④ 相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用しようとする人の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント*による支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている人が地域生活に 移行をする際に必要な住宅の確保やサービスの利用など、地域で暮 らしていくための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。

【実績】 (一月当たり)

百日		実績		見込
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	328	341	343
地域移行支援	実利用者数 (人)	2	2	3
地域定着支援	実利用者数 (人)	2	3	3

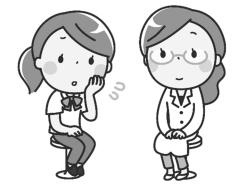
【見込量】 (一月当たり)

項目		見込			
	以 日		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計	画相談支援	実利用者数 (人)	345	347	349
地	域移行支援	実利用者数 (人)	4	4	4
	うち精神障害者数	実利用者数 (人)	4	4	4
地	域定着支援	実利用者数 (人)	4	4	4
	うち精神障害者数	実利用者数 (人)	4	4	4

【見込量の考え方】

- ・ 計画相談支援は、第6期計画の実績及び第7期計画のサービス利用者数から、毎年2人の増を計上します。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は、第6期計画の実績及び第7期計画の福祉施設からの退 所及び精神科病院からの退院による地域移行を見込み、地域移行支援・地域定着支援共 に毎年4人を計上します。

- ・ 計画相談支援は、主に市内4事業所で実施しています。引き続き、基幹相談支援センター*と連携し、相談支援専門員*の質の向上及びサービス提供体制の充実を図ります。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は、市内1事業所で実施しています。福祉施設からの退所 及び精神科病院からの退院による地域移行、地域定着が進むよう、基幹相談支援センターと連携し、サービス提供体制の確保に努めます。



3 地域生活支援事業

(1)必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実績】

項目		実績		見込
坦		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事 業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事 業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

・ 必要に応じて予算を確保し、事業を実施します。

【確保のための方策】

・ 障がいのある人への理解を深めるための研修や講座を実施し、理解啓発に係る取組を 進めていきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、ボランティア*活動等)に対して支援を行います。

【実績】

百日		実績		見込
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

百日		見込		
項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

・ 第6期計画は0予算で事業を実施しました。必要に応じて予算を確保し、事業の充実を 図ります。

【確保のための方策】

・ 精神障がい者の家族会、身体障害者福祉会など障がい者団体が自主的に取り組む勉強 会やピアサポート活動に対し、支援を継続していきます。

③ 相談支援事業

<障害者相談支援事業>

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの 支援を行います。

<基幹相談支援センター*>

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を行います。

<基幹相談支援センター等機能強化事業>

基幹相談支援センター等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、 専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言などを行います。

<住宅入居等支援事業>

保証人がいない等の理由により一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居 が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行い、地域生活を支援します。

【実績】

項目		実	績	見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター 事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

頂日		見込		
	項目		令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター 事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- 第6期計画に引き続き、各種相談支援事業を実施します。
- ・ 住宅入居等支援事業は、地域生活への移行が進むよう、相談支援体制を確保します。

【確保のための方策】

- ・ 障害者相談支援事業は、3法人に委託し、障がいのある人やその家族が抱える多様な相 談に対応しています。相談の多様化・重層化に対応できる相談機能が求められているこ とから、市と相談支援事業所*との連携を一層強化し、相談支援の充実を図ります。
- ・ 基幹相談支援センター*は、令和3年度に二市二町(島田市、牧之原市、吉田町、川根本町)で共同設置しましたが、引き続き、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・ 住宅入居等支援事業は、入居が困難な障がいのある人に対し入居に必要な調整等を行 うなど、宅地建物取引業協会等との連携を図り、地域生活を支援します。

④ 成年後見制度*利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、相談支援事業所*と連携し、 制度の利用に必要な経費の一部または全部について助成を行います。

【実績】 (年当たり)

項目		実	績	見込
以口		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支 援事業	利用件数 (件)	1	1	1

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援 事業	利用件数 (件)	2	2	2

【見込量の考え方】

制度を必要とする人の増加が見込まれることから、報酬助成の件数は毎年2件程度を 計上します。

【確保のための方策】

・ 牧之原市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、関係機関と連携して制度の利用促進を進めます。

・ 広く市民に制度の周知を図るとともに、市と相談支援事業所*が連携して制度を必要と する人への利用支援に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の成年後見制度*の活用を促進するため、法人後見の適正な活動支援や市民後見人の育成に取り組みます。

【実績】

項目		実	績	見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 法人後見については、令和元年度から牧之原市社会福祉協議会*が実施しています。
- ・ 市民後見については、令和2年度より「市民後見人養成講座」を開催し、後見人として 活動できる人材の育成に取り組んでいます。
- ・ 第6期計画に引き続き、法人後見及び市民後見支援に係る事業を実施します。

- ・ 市民後見人の活用を含む法人後見の業務の充実が図られるよう、成年後見サポートセンターと連携して法人後見の適正な実施を支援します。
- ・ 地域で活動する後見人を確保するため、市民後見人の育成や支援体制について、市民後 見推進部会で協議し、事業の推進を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者*及び要約筆記者*の派遣を行います。また、合理的配慮*の促進のため、イベントや講演会等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。

【実績】 (年当たり)

百日		実	績	見込
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	派遣件数 (件)	51	71	70
要約筆記者派遣	派遣件数 (件)	0	1	1

【見込量】 (年当たり)

百日			見込	
項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	派遣件数 (件)	75	75	75
要約筆記者派遣	派遣件数 (件)	5	5	5

【見込量の考え方】

・ 市のイベントや講演会、企業の研修会等への派遣を見込み、手話通訳者の派遣件数を毎年75件、要約筆記者の派遣件数を毎年5件とします。

- ・ 庁舎内を始め、障害者自立支援ネットワーク*に参加している企業、商工会等へ制度周知を行い、イベントや講演会、研修会などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。
- ・ 近隣市町の手話通訳者や要約筆記者にも協力を依頼し、申請者の希望に応じた派遣が 行えるように体制を整えます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人及び難病*患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具*の給付や住宅改修を行う事業です。

【実績】 (年当たり)

項目		実	績	見込
グロ		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	支給件数 (件)	0	0	3
自立生活支援用具	支給件数 (件)	4	10	3
在宅療養等支援用具	支給件数 (件)	3	9	6
情報・意思疎通支援用 具	支給件数 (件)	7	14	11
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1, 077	1, 075	1, 100
住宅改修費	支給件数 (件)	2	1	2
大規模地震対策用具	支給件数 (件)	1	0	1

【見込量】 (年当たり)

項目			見込	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
自立生活支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
在宅療養等支援用具	支給件数 (件)	6	6	6
情報・意思疎通支援用 具	支給件数 (件)	11	11	11
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1, 200	1, 210	1,220
住宅改修費	支給件数 (件)	2	2	2
大規模地震対策用具	支給件数 (件)	2	2	2

【見込量の考え方】

・ 第6期計画の実績から、特に排せつ管理支援用具については今後も増加を見込み、毎年 10件の増を計上します。その他の用具については、ほぼ横ばいで計上します。

【確保のための方策】

- ・ 利用者の申請により、在宅で生活するために必要な日常生活用具*を給付しています。
- ・ 県のガイドラインに沿った用具等を給付・貸与し、障がいのある人が安心して生活できるよう支援を行います。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある人の外出を支援し、社会生活において必要不可 欠な外出や余暇活動等の社会参加を促進します。

【実績】 (年当たり)

			* * * * *	
15日		実績		見込
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施事業所数 (箇所)	5	5	5
移動支援事業	実利用者数 (人)	38	38	39
	延利用時間 (時間)	1,630	1,736	1,790

【見込量】 (年当たり)

頂日		見込		
項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施事業所数 (箇所)	6	6	6
移動支援事業	実利用者数 (人)	40	41	42
	延利用時間 (時間)	1,845	1,902	1,961

【見込量の考え方】

・ 第6計画の実績から、利用者数は毎年1人の増、利用時間数は1人当たり約46時間で計 上します。

【確保のための方策】

・ 市が委託している事業所は6事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。

・ 障がいがある人の外出支援や余暇活動に欠かせない事業であるため、今後もサービス 提供を行います。

⑨ 地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、 障がいのある人の地域生活を支援します。

【実績】 (年当たり)

項目		実	績	見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援セン	実施事業所数 (箇所)	1	1	1
ター事業	平均利用者数 (人)	13	15.1	16.5

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援セン	実施事業所数 (箇所)	1	1	1
ター事業	平均利用者数 (人)	17	18	19

【見込量の考え方】

・ 第6期計画の実績から、年間の1日当たりの平均利用者数を17人と見込み、毎年1人の増とします。

【確保のための方策】

・ 市内で実施する「地域活動支援センターII型」は1か所で、主に精神障がいのある人を 対象とした創作的活動、社会参加の促進の場となっています。引き続き、事業を実施す るとともに、障がいのある人の社会参加や活動の場などのニーズを把握し、事業拡大を 視野に入れた検討を行います。

(2)任意事業

① 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

【実績】 (年当たり)

				(1 – 1 – 7)
百日		実	績	見込
- 場片	項目		令和4年度	令和5年度
	実施事業所数 (箇所)	1	1	2
訪問入浴サービス 事業	実利用者数 (人)	4	4	4
	延利用回数 (回)	200	156	208

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施事業所数 (箇所)	2	2	2
訪問入浴サービス 事業	実利用者数 (人)	5	5	6
	延利用回数 (回)	229	251	273

【見込量の考え方】

・ 第6期計画の実績、障がいの重度化や家族の高齢化等から、利用者数及び利用回数の増加を見込みます。

【確保のための方策】

・ 市内の2事業所に委託をしています。今後もサービス事業所と連携し、適切なサービス の提供を行います。

② 日中一時支援事業

障がいのある人の自主性や社会性、創造性の向上を図るために日中の活動の場を提供します。

【実績】 (年当たり)

項目		実	績	見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施事業所数 (箇所)	8	9	8
日中一時支援事業	延利用者数 (人)	54	51	62

【見込量】 (年当たり)

百日			見込	
項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施事業所数 (箇所)	9	9	9
日中一時支援事業	延利用者数 (人)	76	97	128

【見込量の考え方】

・ 第6期計画の実績や新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを考慮し、利用者の増加を見込みます。

- ・ 市が委託している事業所は9事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。
- ・ 障がいのある人の日中活動の充実と家族のレスパイト*に欠かせない事業のため、サービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

(3)地域生活支援促進事業

① 施設入浴サービス事業

自宅で入浴をすることが困難な重度の障がいのある人に入浴の機会を提供し、健康 の保持増進及び障がいのある人の福祉の向上を図ります。

【実績】 (年当たり)

項目		実	見込	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施事業所数 (箇所)	1	1	1
施設入浴サービス 事業	実利用者数 (人)	10	8	8
	延利用回数 (回)	582	634	674

【見込量】 (年当たり)

				(1 ,	
項目		見込			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施事業所数 (箇所)	1	1	1	
施設入浴サービス 事業	実利用者数 (人)	9	9	9	
	延利用回数 (回)	721	776	767	

【見込量の考え方】

・ 第6期計画の実績や新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを考慮し、利用者の増加を見込みます。

- ・ 市が委託している事業所は、市内の1事業所です。
- ・ 障がいのある人の日中活動の充実と家族のレスパイト*に欠かせない事業のため、サービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

② 発達障害児者及び家族支援事業

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障がい*のある人や児童及びその家族に対する支援体制の構築を図ります。

【実績】 (年当たり)

項目	身	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペア レントプログラム等の支援プロ グラム等の受講者数	受講者数(人)	6	6	5
ペアレントメンターの人数	人数 (人)	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数 (人)	0	20	20

【見込量】 (年当たり)

項目		見込			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ペアレントトレーニングやペア レントプログラム等の支援プロ グラム等の受講者数(保護者)	受講者数 (人)	6	6	6	
ペアレントトレーニングやペア レントプログラム等の支援プロ グラム等の実施者数(支援者)	実施者数(人)	5	6	6	
ペアレントメンターの人数	人数 (人)	3	3	3	
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数 (人)	21	22	23	

【見込量の考え方】

- ・ ペアレントプログラムの受講者数(保護者)は、毎年6人を計上します。
- ・ ペアレントプログラムの実施者数(支援者)は、令和6年度5人、令和7年度及び8年度は6人を計上します。
- ・ ペアレントメンターの人数は、毎年3人を計上します。
- ・ ピアサポートの活動への参加人数は、毎年1人の増を計上します。

- ・ 市で開催するペアレントプログラムにおいて、引き続き、保護者が子どもの特性に応じ た関わり方を学び、子育てを楽しめるための支援を継続します。
- ・ 第2期計画で1人がペアレントメンター養成講座を受講しました。引き続き、受講者の 増加に向けて情報提供に努めるとともに、ペアレントメンターの活用について検討し ます。
- ・ 既存のピアサポート活動を行う団体や市の関係機関、ペアレントメンターが連携し、発 達障がい児への支援体制の充実を図ります。

4 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス

(1) 障がい児福祉サービス

第3期障がい児福祉計画における障がい児福祉サービス等について、利用実績と障がい児の意向等を踏まえて、種類ごとに必要な量の見込みを設定します。

名称	内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団 生活への適応訓練等を行います。 (令和6年4月から児童発達支援の福祉型と医療型が一元化)
放課後等デイサービス	就学児に対し、授業終了後または休業日に生活能力向上のために必 要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための 支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居 宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
障害児相談支援	障がい児支援サービス等を利用しようとする児童の相談や利用計画 作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケ アマネジメント*による支援を行います。

【実績】 (一月当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
旧辛及净十福	実利用者数 (人)	46	47	54
児童発達支援	延利用日数 (日)	437	463	488
放課後等デイサー	実利用者数 (人)	78	92	109
ビス	延利用日数 (日)	1, 164	1, 357	1, 357
保育所等訪問支援	実利用者数 (人)	0	0	1
	延利用日数 (日)	0	0	4
居宅訪問型児童発	実利用者数 (人)	0	0	0
達支援	延利用日数 (日)	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 (人)	118	140	145

【見込量】 (一月当たり)

項目		見込			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
D	実利用者数 (人)	55	55	55	
児童発達支援	延利用日数 (日)	500	500	500	
放課後等デイサー	実利用者数 (人)	119	124	129	
ビス	延利用日数 (日)	1,367	1,447	1,527	
保育所等訪問支援	実利用者数 (人)	2	3	4	
	延利用日数 (日)	8	12	16	
居宅訪問型児童発	実利用者数 (人)	0	0	0	
達支援	延利用日数 (日)	0	0	0	
障害児相談支援	実利用者数 (人)	150	155	160	

【見込量の考え方】

- ・ 児童発達支援は、第2期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調 査から、利用者数は55人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり9日に より計上します。
- ・ 放課後等デイサービスは、第2期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年5人の増とし、利用日数は1人一月当たり12日により計上します。
- ・ 保育所等訪問支援は、利用者数は毎年1人の増とし、利用日数は1人一月当たり4日により計上します。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援は、第2期計画の実績から、利用者数の見込みを計上していませんが、利用希望に応じて円滑に利用できるよう調整します。
- ・ 障害児相談支援は、第2期計画の実績を踏まえて、毎年5人の増を計上します。

【確保のための方策】

・ 児童発達支援は、第2期計画で新規事業者が参入し、主に市内の2事業所がサービス提供を行っています。引き続き、利用者の特性や希望に添った利用ができるようサービス 提供事業所との連携を図ります。また、令和6年度から福祉型児童発達支援と医療型児 童発達支援が一元化されることから、サービス提供体制の確保に努めます。

- ・ 放課後等デイサービスは、市が給付を行っている事業所は20事業所で、うち8事業所が 市内の事業所です。利用者の増及びニーズにより、新規事業所の参入を見込んでいま す。利用者の特性や希望に添った利用ができるよう、引き続き、サービス事業所と連携 を図り、支援の質の向上に努めます。
- ・ 保育所等訪問支援は、市内1事業所でサービス提供が整備されています。保育所等において利用者が早期に適切な療育が受けられるよう、サービス事業所と連携しサービスの利用促進を図ります。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援は、市内にサービスを提供できる事業所がない状況ですが、サ ービス提供が可能な市外の事業所と連携を図ります。
- ・ 障害児相談支援は、市が給付を行っている事業所は主に3事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。事業所が不足しているため、保護者にセルフプラン作成をお願いしている状況ですが、第3期計画期間中に徐々にセルフプランから事業所プランへの移行を目指し、引き続き、計画相談の確保及び相談支援専門員*の質の向上に努めます。



5 基盤整備

本市のサービス利用者の全てが市内の既存基盤を利用してサービスを受けている状況ではなく、不足するサービスは他市町の基盤を利用している状況です。

今後3年間に必要なサービス量と既存基盤で対応できるサービス供給量の見込みから計画期間中に不足するサービスを見込み、基盤整備の促進を図ります。

基盤整備にあたっては、まず市内で働きかけを行い、市内で不足すると思われるサービスについては、志太榛原圏域や県単位で考えていく必要があります。

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
項目	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)
生活介護						
自立訓練(機能訓練)						
自立訓練(生活訓練)						
就労選択支援						
就労移行支援						
就労継続支援(A型)						
就労継続支援(B型)						
就労定着支援						
療養介護						
福祉型短期入所						
医療型短期入所						
自立生活援助						
共同生活援助					1	10
うち日中サービス 支援型					1	10
施設入所支援						
児童発達支援						
放課後等デイサービス			1	10		
保育所等訪問支援						



計画の推進に向けて

1 計画の進行管理と評価

計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、事業・ 取組ごとに実施計画を作成して、具体的な目標を年度単位で設定します。これにより 各事業の推進状況を把握し、事業評価や新たな課題への対応を図りながら、計画の進 行を管理します。

また、基本方針ごとに設定した数値目標の達成状況は、計画期間の中間時点と最終年度に確認し、本計画の進捗管理や次期計画に向けた課題整理などに活用します。

計画の目標を達成するため、保健・医療・福祉・教育・就労等の障がい者関係団体、 障がい福祉サービス事業所等で構成された「牧之原市障害者自立支援ネットワーク*」 において定期的に取組を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、 計画的な運用に努めます。

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用し、適切な進捗管理を行っていきます。Plan (計画)・Do (実施)・Check (評価・検証)・Action (改善)の一連の流れにより計画を実施し、それを評価して課題を抽出し、その改善を図る作業の繰り返しによって段階的かつ継続的な発展を図っていきます。



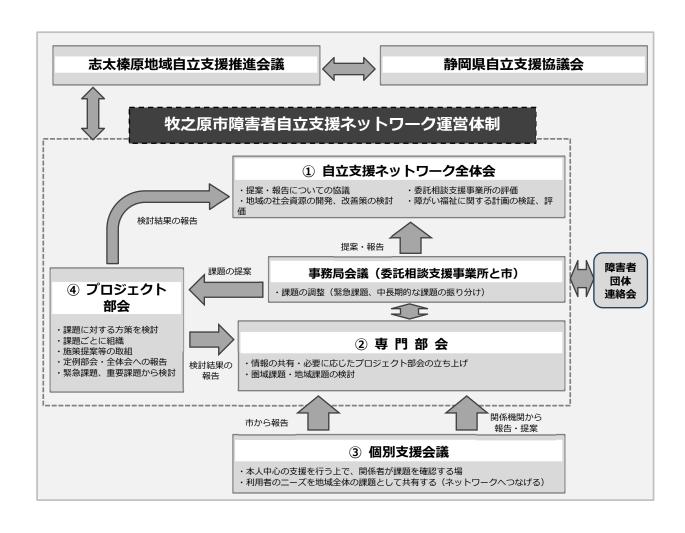
2 計画の推進体制

(1)専門機関・当事者団体・事業者・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策を展開していくためには、 専門機関との協力、当事者団体やボランティア*団体、地域の事業者等と相互に連携を 図ることが重要です。

本市では、計画の推進体制として、牧之原市障害者自立支援ネットワーク*をその中心に位置づけ、ネットワークがもつ機能(情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護*機能、評価機能)を発揮しながら、各課題への取組を進めます。

また、障がいのある人や家族などのニーズ、意見を把握し、当事者と連携して各施 策を推進していく体制として、障害者団体連絡会を構成し、定期的な意見交換を行う ほか、障害者自立支援ネットワークとの連携を図ります。



(2) 志太榛原圏域での連携

本計画を推進するためには、国や県、また近隣市町との連携が必要となります。「牧 之原市障害者自立支援ネットワーク*」で決定した事項について、幅広い意見交換を図 るとともに、圏域でのサービス提供や施設整備についての調整を図っていきます。

3 計画を推進するための各々の役割

(1) 市民の役割

災害時の安否確認や緊急時の通報等ができるよう、普段から障がいのある人との交流を深めておくことが望まれます。

また、歩道上の駐輪や自転車走行等への配慮など、全ての人がノーマライゼーション*の理念のもと、障がいや障がいのある人に関心を持ち、理解と認識を深めることが望まれます。

障がいのある人自身は、本人が持っている能力を活用しながら、日常生活での関わりを深めていくことが大切です。また、災害時や緊急時において地域の支援を得られるよう、地域社会の構成員として、自主的、主体的に自治会等の行事や避難訓練等の地域での活動に参加し、市民と共に啓発活動や講座等を企画するなど、積極的な社会参加が期待されます。

(2) 自治会の役割

障がいのある人の最も身近な団体として、障がいや障がいのある人への理解・認識 を深めるとともに、日常生活の中での声かけや見守り、行事の中で交流を深め、災害 時の安否確認や避難支援等を行える体制を構築することが期待されます。

(3) 関係機関・団体の役割

民生委員児童委員協議会、ボランティア*団体、NPO*等、地域の活動団体は、障がいや障がいのある人についての理解・認識を深めるとともに、障がいのある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、声かけや見守り、相談・情報提供、交流などの取組が期待されます。

障がい福祉について、行政と連携し、市民や学校、地域団体等に対する啓発を行うとともに、当事者同士でないとわからない困り事の共有をするなど、会員同士の交流等の充実をしていく必要があります。

(4) サービス事業者の役割

サービスの量的・質的向上を図ることはもちろん、障がいのある人の自己選択や自己決定が図られるよう、サービス提供を行うことが必要です。また、サービス情報の提供や事業所自己評価などの実施と結果の公表等が期待されます。

(5)企業・事業所の役割

障がいや障がいのある人に関心を持ち、理解と認識を深めるとともに、障がいのある人の雇用を積極的に推進することや障がい福祉サービス事業所への業務発注などが期待されます。

また、従業員のボランティア*活動への参加の奨励や、地域社会への貢献活動などを 推進することが期待されます。

(6) 市の役割

障がい福祉分野だけでなく、高齢福祉や子育て支援、教育、雇用・就労、保健・医療などさまざまな分野が一体的に取り組むことができるよう、庁内の関係部局との横断的な支援体制を構築し、共通認識を持って計画の着実な推進を図ります。

また、障がいのある人、自治会、関係機関・団体、サービス事業者、企業事業所の ぞれぞれの連携、協働を推進するための調整役として、情報収集、情報提供、相談支 援の充実を図ります。

資料編

1 牧之原市障害者計画等策定委員会委員名簿

任期:令和4年8月8日から令和6年3月29日まで (敬称略)

所属	氏 名	備考
榛原医師会会長	石 井 英 正	
榛原総合病院副看護部長	大 井 陽 江	
牧之原市身体障害者福祉会会長	河原崎 克巳	
牧之原市手をつなぐ育成会会長	間 渕 安 恵	
特定非営利活動法人精神保健福祉みどり会理事長	小 俣 溶 子	
榛南視覚障害者協会会長	蓮 池 悟 志	
聴覚障がい者代表	松浦 里枝子	
(福)牧之原市社会福祉協議会会長	杉 本 正	令和5年10月~
(個/狄尼原川社云僧性)協議云云技	水 野 隆	~令和5年9月末
(福)一羊会理事長	栗 林 均	
(福)牧ノ原やまばと学園理事長	長 澤 道 子	
(福)こころ理事長	菅原 小夜子	
牧之原市小中学校校長会代表	杉田 雅良	令和5年4月~
秋之原巾小中子仪仪及云飞衣	大石 友巳	~令和5年3月
牧之原市商工会会長	榎 田 敏 雄	
静岡県立吉田特別支援学校校長	稲 葉 敏 光	
	漆 畑 博 仁	令和5年10月~
島田公共職業安定所榛原出張所就職促進指導官	鬼頭 克宜	令和5年3月~9月末
	服部 裕一郎	~令和5年3月
牧之原市民生委員児童委員協議会会長	牧 野 英 惠	令和4年12月~
·	杉 本 正	~令和4年11月
牧之原市ボランティア連絡会会長	鈴 木 一 行	
牧之原市人権擁護委員	横 山 洋 子	令和6年1月~
1人に小り八性) 作成女只	久保田 千江子	~令和5年12月
市民公募	戸塚 佳代子	
市民公募	増 田 利 治	

2 牧之原市障害者計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、牧之原市附属機関設置条例(平成27年牧之原市条例第4号)第3条の規定に基づき、牧之原市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、牧之原市障害者計画及び障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定を推進するため、次の事項を所掌する。
- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に関連する必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。
- 2 委員は、牧之原市附属機関設置条例第2条の規定により設置された牧之原市障害者自立支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の委員及び市民公募による委員をもって構成し、市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、計画が策定された日までとする。
- 2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、ネットワーク会長の職にある者をもって充て、副委員長は、ネットワーク副会長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会及びワーキンググループの設置)

- 第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査又は検討等を行わせるため、部会 及びワーキンググループを置くことができる。
- 2 部会並びにワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉こども部社会福祉課において処理する。 (その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に廃止前の牧之原市障害者計画等策定委員会要綱(平成 18 年牧之原市訓令 第2号)第3条の規定による委嘱を受けている委員(この項において「旧委員」という。)は、施 行日に第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、当該委員に係る任期 は、第4条の規定にかかわらず、施行日における旧委員の任期の残存期間と同一の期間とする。

附 則(平成28年10月1日規則第28号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3 ワーキンググループ

構成組織(部署名)		構成組織(部署名)	
総務部	管理検査課	建設認	果
	デジタル推進課	建設部公園公共建築設	果
	危機管理課	都市住宅影	果
企画政策部	地 域 振 興 課	商工観光調	果
	情報交流課	産業経済部 企業立地推進訓	果
市民生活部	国 保 年 金 課	教 育 総 務 誌	果
福祉こども部	社 会 福 祉 課	学校教育影	果
	子ども子育て課	教育文化部 社会教育 討	果
	福祉こども相談センター	スポーツ推進記	果
健康推進部	健 康 推 進 課		
	長 寿 介 護 課		

4 計画の策定経過

年月日	内容	協議事項等
令和4年 8月8日	第1回(令和4年度)障害者計画等策定委員会	・障害者計画等について ・計画策定スケジュールについて
10月14日	第2回(令和4年度)障害者計画等策定委員会	・アンケート調査項目の検討 ・現行計画の評価の実施について
11月25日~ 12月16日	障がい者福祉に関するアンケート 調査の実施	
令和5年 3月22日	第3回(令和4年度)障害者計画等策定委員会	・アンケート調査の結果報告 ・現行計画の評価結果報告
6月28日~ 7月6日	障がい者団体ヒアリングの実施	・アンケート調査結果の感想と課題に ついて
7月7日	意見交換会の実施	〜みんなで支えあい自分らしく暮らせ るまちづくりを語ろう!〜
8月10日	第1回(令和5年度)障害者計画等策定委員会	・障がい者団体ヒアリング及び意見交換会の結果と課題整理に関する報告 ・次期計画の施策体系(案)の協議
10月31日	第2回(令和5年度)障害者計画等策定委員会	・計画(素案)の協議 ・パブリックコメントの実施について
11月28日~ 12月27日	パブリックコメントの実施	
令和6年 1月30日	第3回(令和5年度)障害者計画等策定委員会	・パブリックコメント実施結果の報告 ・計画(案)の協議
3月	計画決定・公表	

5 用語解説

あ行

医療的ケア ◇掲載ページ◇ 59・77・79・106・107・108・109・111

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

インクルーシブ教育 ◇掲載ページ◇ 52·57·67·75

「障がいがある・障がいがない」という2分法での分離型学習ではなく、違いを踏まえた上で、総合型の環境で両者の教育を進めていこうとするもの。

NPO (NPO=Non Profit Organization) ◇掲載ページ◇ 136

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

かっ

介護保険制度 ◇掲載ページ◇ 59・78

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度。

ガイドヘルプ ◇掲載ページ◇ 45

移動支援事業。全身性障がいや視覚障がい、知的障がいを持つ人など、一人で外出 するのが困難な方について必要なサポートや介助を行う。

家庭児童相談室 ◇掲載ページ◇ 74・80

家庭における児童の健全な療育・福祉の向上を目的に、福祉事務所に設置された相談所。社会福祉主事と家庭児童相談員が指導にあたる。

基幹相談支援センター ◇掲載ページ◇ 3·59·81·100·101·114·117·118

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う機関。

障がいがあってもなくても、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の 多様な在り方を相互に認め合える「全員参加型」の社会。

ケア会議 ◇掲載ページ◇ 61・76・78・84

一人(一家族)の障がいのある人のことについて、関係者が集まり、支援等について て考える会議。

ケアマネジメント ◇掲載ページ◇ 113·129

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

権利擁護 ◇掲載ページ◇ 52・54・59・67・80・134

地域で安心して生活できるよう、不当な差別、虐待等から障がい者個人の権利を守 り、権利行使等に関する相談・援助を行うこと。

合理的配慮 ◇掲載ページ◇ 1·2·3·60·61·67·82·120

障がいのある人の人権が、障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行により、地方公共団体等の行政機関においては義務化され、企業などの事業者には可能な限り合理的配慮を提供することが求められるようになった。

さ行

災害時要配慮者 ◇掲載ページ◇ 63

高齢者や障がいのある人、乳幼児等の、災害時において特に配慮や支援を要する人 のこと。

差別解消支援地域協議会 ◇掲載ページ◇ 60・82

地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を 解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織。

静岡県福祉のまちづくり条例 ◇掲載ページ◇ 85

障がいのある人や高齢者など、誰もが公共的施設を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化の推進を目的とする条例。

児童発達支援センター ◇掲載ページ◇ 79・98

地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

自立支援医療(更生医療、育成医療) ◇掲載ページ◇ 10.58.76

身体上の障がいまたは現存する疾患を放置すれば、障がいを残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担すること。18歳以上の場合は身体障害者福祉法により更生医療が、18未満の場合は児童福祉法により育成医療が適用される。

自立支援医療(精神通院医療) ◇掲載ページ◇ 10.58.76

通院により精神疾患の治療を受けている方で、指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院医療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担される。自己負担は1割で、所得に応じて自己負担上限額が設定される。

社会福祉協議会 ◇掲載ページ◇ 73・88・93・119

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

重症心身障がい ◇掲載ページ◇ 57·58·79·98·109

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

重度障害者(児)医療費助成事業 ◇掲載ページ◇ 58.76

重度障がい者(児)の健康を確保するため、病院などでかかった医療費を助成する 事業。

手話通訳者、要約筆記者、手話奉仕員 ◇掲載ページ◇ 64·65·91·120

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、他者との意思疎通を支援する人。

障害者基本法 ◇掲載ページ◇ 2·4

障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。 障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかに し、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもの で、平成5年施行。平成23年7月に改正された。

障害者虐待防止法 ◇掲載ページ◇ 2

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。 障がいのある人への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法 律。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などによる障がい者虐待の 防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がいのある 人を発見した者に対する通報義務を課している。平成24年10月1日に施行。

障害者雇用促進法 ◇掲載ページ◇ 2・3

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律で、平成28年4月に改正された。

障害者差別解消法 ◇掲載ページ◇ 2・3・34・61

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、平成28年4月1日に施行。

障害者自立支援ネットワーク ◇掲載ページ◇ 8·51·79·81·82·83·87·95·96·99·100·101·120·133·134·135

障がいがあってもなくても安心して生活できるよう、行政、医療機関、民生委員、 企業等、福祉に関する関係機関が集まり、地域課題の検討・課題解決に向けた取組を 行っている。

障害者総合支援法 ◇掲載ページ◇ 2·3·4·102

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活に対して総合的な支援を行う法律で、平成25年4月1日に施行。

障がいのある人、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、及びその人の更生 のための必要な援助を行う民間の協力者。

障害者優先調達推進法 ◇掲載ページ◇ 2·78·110

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設等で就労、または在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービス(役務)を調達する際、障がい者就労施設等からの調達を推進するための法律で、平成25年4月1日に施行。

小児慢性特定疾患 ◇掲載ページ◇ 14

治療が長期間にわたり医療費も高額となる16種の疾患群(788疾病)。これらについて、「小児慢性特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者家族の負担を軽減している。

情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 ◇掲載ページ◇ 3

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、情報の取得や意思疎通に関する施策を総合的に推進するための法律で、令和4年5月25日に施行された。

身体障害者手帳 ◇掲載ページ◇ 11・12・19

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語機能または咀しゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸、免疫の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

生活習慣病 ◇掲載ページ◇ 77

がん、脳血管障がい、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・ 喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。

精神障害者医療費助成事業 ◇掲載ページ◇ 76

精神科に入院した際の費用の一部を助成する事業。

精神障害者保健福祉手帳 ◇掲載ページ◇ 13・14・19

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態 にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促 進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられ る。

精神科デイケア ◇掲載ページ◇ 76

就労、復職あるいは就学・復学を目指す、精神科・心療内科などに通院中の人を対象に、グループ活動等を通じてリハビリテーションを行うもの。

成年後見制度 ◇掲載ページ◇ 2・31・52・54・60・80・81・118・119

判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)の 財産管理や身上監護を支援し権利を保障するための制度。成年後見は、後見・保佐・ 補助の3つの類型に分かれる。また任意後見は、本人に十分な判断能力があるうち に、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ後見人を決め ておくこと。

早期療育 ◇掲載ページ◇ 57·74

「療育」とは、障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。早い段階からきちんとした治療と教育を行えば、適応障がいのない状態で成長することが可能であるとされており、早期療育が効果的であると言われている。

相談支援事業所 ◇掲載ページ◇ 36.69.77.80.81.82.98.100.101.112.118.119

日常生活上の支援を必要とする障がいのある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業所。

相談支援専門員 ◇掲載ページ◇ 54・59・80・89・100・114・131

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う人。

たっ

地域生活支援拠点 ◇掲載ページ◇ 3.59.78.96

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がいのある人の 地域生活支援をさらに推進する点から、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心し て暮らすことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供する仕組み。

地域包括ケアシステム ◇掲載ページ◇ 78・95

高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制。

デマンド型乗合タクシー ◇掲載ページ◇ 62·86

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーの利便性と、乗合・低料金というバスの特徴を兼ね備えた移動サービス。

点字ブロック ◇掲載ページ◇ 71・86

正式名称は「視覚障害者誘導用ブロック」。視覚障がいのある人が足裏の触感覚で 認識できるよう、突起を表面に付けたもので、視覚障がいのある人を安全に誘導する ために地面や床面に敷設されているブロック(プレート)のこと。

点訳奉仕員、朗読奉仕員 ◇掲載ページ◇ 91

主に視覚障がいのある人のために、音訳したりするボランティア。

特別支援学校 ◇掲載ページ◇ 67.75.92.105.109

平成19年4月より、盲学校、聾学校、養護学校は全て、障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心な役割を果たす。

特別支援教育 ◇掲載ページ◇ 57·75

学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(AD/HD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な行

難病 ◇掲載ページ◇ 3・10・14・77・121

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために 家族の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

日常生活用具 ◇掲載ページ◇ 85·121·122

重度の障がい者(児)や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書、視覚障がい者用のファックス・文字 放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用のベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

ノーマライゼーション ◇掲載ページ◇ 136

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人 の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会とする考え方。

は行

発達障がい ◇掲載ページ◇ 57·76·127

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、 注意欠陥/多動性障がい(AD/HD)、その他これに類する脳機能の障がいであっ て、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

発達障害者支援法 ◇掲載ページ◇ 2

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・ 多動性障がいなどの発達障がいがある人に対する援助等について定めた法律で、平成 17年4月1日に施行。

バリアフリー ◇掲載ページ◇ 54·62·68·69·71·85·86

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリアBarrier)となるものを除去(フリーFree)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。

「ピア」は同じものを共有する仲間の意味で、例えば「ピア活動」は障がいのある 人等、同じような課題に直面する人同士がお互いに支え合う支援活動。

ファックス110番・119番、NET119 ◇掲載ページ◇ 64·90

聴覚野言語に障がいのある方のための新しい緊急通報システム。「ファックス19」は、FAXから110番、119番通報することができる。「NET119」は、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができる。

福祉避難所 ◇掲載ページ◇ 48・63・69・88

地震や豪雨といった大きな災害が起こったときに、何らかの特別な配慮が必要な人たちを受け入れてケアする場所で、一般的な避難所での生活が困難な人たちのための避難所のこと。

法定雇用率 ◇掲載ページ◇ 3・15・16

社会連帯の理念に基づき、障がいのある人の雇用の場を確保するため、労働者の数に対する一定割合(=法定雇用率)の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人を雇用する義務を事業主に課す制度。

訪問看護ステーション ◇掲載ページ◇ 77

看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示や連携により行う看護(医療上の世話 又は必要な診療の補助)。

ホームヘルパー ◇掲載ページ◇ 89

在宅の高齢者や障がいのある人の自宅を訪問し、介護サービスや家事援助サービスを提供する。

補装具 ◇掲載ページ◇ 85

身体障がいのある人が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を 補完するものの総称。具体的には、義肢(義手・義足)、装具、車椅子、肢装具、 杖、義眼、補聴器などもこれにあたる。

ボランティア ◇掲載ページ◇ 18·45·46·47·56·72·73·88·116·134·136·137

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

ボランティアコーディネーター ◇掲載ページ◇ 88

市民が社会的な活動に参加することを促進し、支える専門スタッフ。ボランティア 活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつける役割をもつ。

ま行

民生委員児童委員 ◇掲載ページ◇ 44・89

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

や行

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、最初からできるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

要保護児童等対策地域協議会 ◇掲載ページ◇ 80

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行う ための協議を行う場。平成16年の児童福祉法改正法において、法的に位置付けられ た。

ら行

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

療育手帳 ◇掲載ページ◇ 12·13·19

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度によりA(重度)とB(軽度)に区分される。

「休息」や「小休止」を意味する。在宅で介護を必要としている方が福祉サービス 等を利用している間、介護をしている家族等が休息をとれるよう支援することをレス パイトケアという。

牧之原市第4次障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発 行 牧之原市 福祉こども部 社会福祉課

〒421-0422 静岡県牧之原市静波 991-1 TEL: 0548-23-0072 FAX: 0548-23-0099 E-Mail: fukushi@city.makinohara.lg.jp

